

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和2年 12月 9日・10日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

| 審査順序 | 課 等 名 | ページ |
|------|-----------------|-------|
| 1 | 税 務 課 | 2～4 |
| 2 | 総 務 課 | 4～18 |
| 3 | 企画振興課・みのわの魅力発信室 | 18～25 |
| 4 | 産業振興課・商工観光推進室 | 25～51 |
| 5 | 建 設 課 | 51 |
| 6 | 水 道 課 | 51～53 |
| 7 | 議会事務局・監査委員事務局 | 53～54 |
| 8 | 請願・陳情 | 54～69 |

議事のとんまつ

午前9時00分 開会

○11番 荻原総務産業常任委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は7名でございます。ただいまから総務産業常任委員会を開催をいたします。

まず初めに会議録の署名人を指名いたします。1番 伊藤委員、10番 中澤委員、お願いいたします。

それでは先日本会議の当委員会に付託されました案件につきましての審査を行いたいと思います。

①税務課

○11番 荻原総務産業常任委員長 まず、税務課に係わる案件を議題といたします。

議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)に係わる案件を議題といたします。それでは細部説明を求めます。課長

○日野税務課長 それでは議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)の税務課に関する部分について説明を申し上げます。細部について係長から説明をいただきますので、よろしく願いをいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。一般11ページをご覧ください。私からは町県民税と固定資産税の歳入について説明させていただきます。町県民税個人の滞納繰越分ですが、982万7,000円で当初見込んでおりましたが、10月末時点での徴収率が当初の見込みよりも高かったため、今後の納付状況を見越し、700万円増額を計上し、現年と合わせ12億8,246万5,000円とさせていただきます。続きまして、固定資産税について説明いたします。滞納繰越分を1,245万3,000円で見込んでおりましたが、1社で600万円納付してくれた法人がありましたので、今後の納付状況を見越して、1,000万円の増額を計上し、現年と合わせ15億8,188万4,000円とさせていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○平出住民税係長 よろしく願いいたします。私からは入湯税につきまして歳入について説明させていただきたいと思います。入湯税ですけれども、当初予算につきましては過去2年度分の利用者数実績から作成しておりましたけれども、新型コロナウイルスの影響で4月、5月の利用者が激減し、6月以降回復してきたものの前月同月比で70%から80%で推移している状況でございます。このことを踏まえまして1,000万円の減額補正をさせていただきます。補正前の額が3,021万円だったところ、1,000万円減額で、2,021万円をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がある方は挙手をお願いいたします。伊藤委員

○1番 伊藤委員 さっき600万円会社から1件入ったっていう、これは何年度をずっと未納になった分が一括入ったというふうに理解していいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○井上収納対策室係長 こちらの企業につきましては、もう複数年にわたりまして滞納額がとても大きかったんですけれども、預金調査をしても財産というものが一切見つけられなくて、なかなか納付できなかつたんですけれども、その会社が今回廃業をするのに当たりまして、供託金をその内600万円うちの方に入れていただいたということで、それについての納付になります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)、税務課に関する部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○日野課長 すみません、歳出の部分も若干ありますのでそれについての説明を。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうですね。よろしく申し上げます。係長

○平出住民税係長 よろしくお願いたします。続きまして、歳出予算につきましてご説明させていただきたいかと思ひます。補正予算書の一般の22ページをお願いいたします。

0251 税務総務費でございます。内容につきましては次の23ページをお願いいたします。節区分10の需要費の中の消耗品でございます。金額が10万5,000円となっております、そちらの内容なんですけれども、来年の2月、3月、役場3階講堂で確定申告受付を会場としまして行うところなんですけれども、新型コロナウイルス感染予防のため、アクリルボードが必要となりまして10セットで10万5,000円の増額補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方。挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 アクリル板10万円っていうのは10セットということは1個1万円弱だということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○平出住民税係長 そのとおりでございます。10セットですので1セットですと約1万500円になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 役場で入ってるアクリル板って大体1万円なんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○平出住民税係長 役場で用意しているものは総務課の方で準備しているものですので、詳しいところまではわからないところが現状ですので申し訳ありません。今回のものにつきましては1セット1万500円ということで、役場で今準備されている窓口にあるものはアクリル板があって木の枠でできているもので、どうしても木の枠があると申告会場で向き合ってやるときに、その木の枠が邪魔になってしまっていて見えにくいというところもありましたので、そういったところ、差し支えないアクリル板があって書類を置いても見えやすく対応しやすいものということで選ばせていただきました。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○日野税務課長 今のアクリルボード板なんですけど、簡単に言いますとブックエンドみたいなやつで挟んで何て言うんですか、止めてるような。いわゆる可動式のものであって、例えば今回確定申告でそのアクリルボードはきちんととっておいてそういったブックエンドで挟んだ部分のものを保存しておけばまた後日使えるとそういうような様式のものでありますので、ちょっと補足ですけども説明をさせていただきます。以上であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論のある方。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは税務課に係わる議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算（第10号）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、本会議でその旨報告いたします。以上ですね。

【税務課 終了】

②総務課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは総務課にかかわる案件を議題といたします。

議案第2号 箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○中村総務課長 おはようございます。それではよろしくお願ひしたいと思います。今までも町議会議員、町長選挙につきましては公費負担なかったわけですが、公職選挙法の一部改正によりまして、選挙運動用の車ですとか、選挙用のポスターにつきましては公費負担することができるようになりました。その条例でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。細部につきましては小田切係長の方から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 それでは私の方から議案第2号について説明をさせていただきます。お手元の議案のをご覧ください。まず第1条ですが、第1条では趣旨といたしまして自動車ですとか、ビラ、ポスターの公費負担についてその目的等を定めてございます。続きまして第2条から5条なんですけれど、この三つの条で選挙運動用の自動車の公費負担について記載してございます。続きまして第6条から第8条まででビラの公費負担について、また9条から第11条まででポスターについての細かい点について記載してございます。説明資料といたしまして5ページをご覧ください。こちらの方がわかりやすいかと思しますので、こちらの方で説明させていただきます。まず、選挙運動用自動車ですが、こちら1候補者、2台使ったりもできるんですけれど、公費負担する分については1台分になってますのでご承知おきください。まず、大きく分けまして二つの方式があります。簡単に言いましてハイヤー方式というのがですね、車も運転手もガソリンも契約によってそこからお願いしてっていうことになります。その場合は1日当たりそちらにありますよう6万4,500円が1日当たりの上限額になります。町議会議員選挙のことを例に出すんですが、告示日から投票日の前日までの5日間になります。なので×5をしていただければ大体その選挙で公費負担する金額となります。でハイヤー方式とは別にですね、自動車を例えば知人とかでもいいんですけど、どうしても契約は必要になるんですが、借り上げた場合の上限が1万5,800円。燃料代としては実費、基本的には実費になりますので、これを下回った場合は実費分なんですけど、7,560円分が上限です。運転手代につきましても1万2,500円が1日当たりの上限でございます。こちらの金額に関しましては国の方の提示された金額、国も県も同額なんですけれど、その上限額と同じ金額を町でも設定してございます。続きまして、ビラになります。ビラにつきましては今まで町長選については5,000万枚までで公費負担しますよというのがあったんです。5,000枚ですね、すみません。町議選におきましても上限、ちょっと枚数が異なるんですが1,600枚までは公費で見ますよということでございます。なので2,000枚とか、5,000枚とか、オーバーした分についてはみないんですけど、1,600枚まではみます。上限ですが7円51銭が1枚当たりの単価となっております。ご承知かと思いますが、ビラについてはですね、新聞折り込みか、事務所内掲示か、個人演説会での配付、また街頭演説の場所における配布しか認められておりませんので、ポスティングとか、そういうものには認められておりませんので、この条例には書いてございませんけれど、そういう決まりがありますのでご承知おきください。続きましてポスターでございます。ポスター町議選も町長選も同じなんですけれど、上限額が525円6銭1枚当たりですね。に8万円の定額費が足されていきます。計算的には結構複雑でして、掲示上分の枚数が大体補助されるというふうにお考えいただければと思います。一応ですね、この8万円についてなんですけれど、初日のときに質問も出て、確か寺平議員さんの方から質問も出ておりましたけれども、国の方ではですね、31万500円としてございます。こちらについてちょっと長野県でも非常に高くてですね、厳しいんじゃないか、県はこの金額なんですけれど、長野県中の市がですね、当時導入したときに話し合いをして基本的に市の中で8万円で行きましょうとい

う話し合いが行われたそうです。うちはそれを聞きまして8万円ということに設定させていただいております。近隣の市町村の状況を見ましても妥当かなというところで判断して8万円とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。これら三つですね、自動車とビラとポスターを大体上限額まで公費負担いたしますと、1人当たり大体34万円ほどになります。これが当選者だけじゃなく、例え落ちたとしても法定得票数か、を取れば公費負担になりますので、大体×16人とか15人分っていうと、500万円を超えるお金が次の選挙から町の方で負担をすることになっていくかなと思います。一応町長選が令和4年の11月、また町議選が令和5年の4月に予定されておりますので、それに先んじてこういった条例を制定したんですけれど、この条例制定に伴いまして今後ですね、いろんな様式をまた選挙管理委員会の規定等で作っていて、その様式に従って、こちらの方の事務を進めていくことになりますので、またよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 金額については国の規程に順じていると。プラス8万円はどこに準じてるって言ってました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 一番は国や県と一緒にすれば一番いいんでしょうけれども、それを計算してみますともものすごい、簡単に言いますと負担額が、市町村の負担額が大きいということで、他の市町村ですとか、伊那市とか、市とかの情報を得まして、伊那市さんの方に聞いたところですね、当時先ほど言いましたけど、市の方で話し合いをしたときにさすがに30万円は厳しいので8万円ぐらいが妥当じゃないかという話し合いをなされて、当時全部の県内の全部の市が8万円というふうにしたのを受けて、その金額が当町としても妥当じゃないかということで、こういう設定をしてございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 っていうことは全国津々浦々ばらばらっていうことだよな。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 こちら公職選挙法にも書かれているんですけど、各自治体が条例で定めれば公費負担ができるというふうになっておりますので、本当に財政が厳しいところはですね、こういった条例も定めないですっていうところなんですけれど、一応公職選挙法の改正の意図を汲みまして、うちの町ではいろんな方に立候補していただきたいという本来の思いもありますので、そういったものを加味して条例として提案するものです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 すみません、私寺平議員さんの質問を余り聞いてなかったのかもしれないんですけど、この8万円ってそもそも何なんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 国の方で示されたその31万何がしっていうのも、細かい規定はありま

せん。恐らくですけど、私が解釈するのにただポスターを印刷するだけではなく、デザイン料ですとか、そのスタジオに行って撮るお金とか、印刷とは別にお金何かしかのかかる、その経費分かなというふうには解しております。以上です。なので、やり方によって全然都会みたいにしてものすごい何か有名な人とかがやれば1日このぐらいはもしかしたらかかるのかなと解してますけど、ちょっとこのところで大きく差があるので、そこはぎゅっと絞らせていただきました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 上限額の範囲で最終的によしとされて報告するわけですよね。そうですね。そうすると燃料代というところが仮に電気自動車の場合にどういう報告すればいいんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 すみません、想定外のご質問で、そこまではあれなんですけど、ポスターですとかビラはこの業者さんと契約しますよというふうに届け出ていただいて、町から直接支払いになります、その分について。ですが、自動車のところに関しましては一応書類はもらうんですけど、全部多分し終わったあとに、要は候補者の方のところは払うようになりますので、そこで何かしらの根拠の書類を付けていただければ、払うこともできるのかなと思っておりますけれども、どうすれば5日間の電気のやつが出るのかっていうのはちょっと今のところ良い案が思い浮かばないので、今の規定のままいくと多分ガソリン代しかいけないのかなと思いますけれど、その5日間分のやつっていうことがちゃんと証明できれば、何かしからの公費負担はできるかなとは思いますが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 これ実際にそういう形が今すぐにはないけど、多分何年か先には絶対出てくるはずなんだよね。だからそこは今の内に明確な何かアウトライン作っておかないと、現実に今私が電気自動車使ってやろうとすれば家の家庭の200Vから取るんで、車の充電にどれだけ電気料使ったかってわからないし、ディーラー行けば無料でできるんですよ、今現在は。だからそういうことも想定しとかなないと近々にそういうことは出てくると思う。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 わかりました。いろんなデータを集めたりですね、どういうふうにするれば根拠となるものをご提出いただけるのかというのも調べまして、また改正の方も含めて提案させていただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。じゃあ自分の方から一つお願いします。この運転手代で1万2,500円、1日当たり掛かるということのようなんですけども、これ通常自分の選挙やってきたんですけども、親戚の衆に運転頼んでやったりとかっていったときに敢えて1万2,500円を払います。っていうことにして払うという。今までは要はお手伝いということでもらってたんですけど、それを敢えて要はこれだけ払えるんだったら払いますっていうことにも使えるっていうことですか。係長

○小田切総務係長 町としても払う場合にその方との契約というか、写しをいただくことになりますので、例え友人ですとか、ご親族の方にお願ひしてもお金の授受が発生する場合は簡単で結構だと思いますので、契約行為をしていただひて、この1万2,500円に捉われ、ここは上限ですので、1万5,000円でももっと上でもよろしいのかと思いますけれども、それについては契約行為さえあれば、払うことはできるかと思ひます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にござひませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではござひませんようですので、これで質疑を終了いたします。それでは討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第2号 箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について、原案どおり決することにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、決定することといたします。本会議でその旨報告いたします。

続きまして、議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)について細部説明を求めます。課長

○中村総務課長 それでは補正予算(第10号)につきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。総務に係わる部分歳入が何点かと歳出2款、9款、またあと人件費ありますので、それぞれ説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋ICT推進係長 ではまず歳入の方から説明いたします。お手元の資料議案第9号の補正予算書の14ページをお開きください。こちらの14ページ、16款の国庫支出金でござひます。こちらの2項の2目 総務費国庫補助金でござひますけれども、こちらが全体では7,920万1,000円の増になってござひます。こちらの中の説明の方、まず20となりますが、こちらが社会保障税番号制度システム整備費補助金ということで413万6,000円の補正をお願ひするものでござひます。こちらは総務省の方から令和2年度の社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度になりますけれども、こちらの方のシステム整備費の補助金といたしまして、通知を受けまして補正をお願ひさせていただくものでござひます。同じページの引き続き、説明としては33となっておりますけれども、マイナポイント事業費の補助金、こちらにつきまして56万6,000円の補正をお願ひするものでござひます。こちらは既に始まって、今年の9月からマイナポイントの政策、国の方での消費活性化策として始まっておりますけれども、こちらの事業を支援推進する地方公共団体等に対しましての補助となっております。現在1階の総合窓口の方にですね、で住民の方のマイナポイントの予約ですとか、申し込みの支援、既に実施しておりますけれども、こちらにつきまして1

月からですけれども、1名増をしたいと考えておりますので、そちらの方に対する人件費の方から補助金額の方を算出したしましてその補助額を計上しているものとなります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 続きまして17ページをお開きください。22款の諸収入の雑入になります。雑入の12の雑入2のところですね、0201一般管理費といたしまして可搬型給電器購入補助金21万6,000円、またその1個空いた下にですね、0239企画事業費675万円ということで、地域総合活性化事業交付金返戻金というところがございますが、こちらについては歳入の方の説明時に細かく説明いたしますので、よろしく願いいたします。歳出です。すみません。引き続いて歳出の方に移らせていただきます。20ページをお開きください。人件費につきましては後で人事係長というか、補佐の方から一括して説明させていただきますので、20ページの0201の一般管理費の補正の方からお願いいたします。10の需用費の消耗品でございます。こちらテレホンスタンドといたしまして27万9,000円の補正でございます。テレホンスタンド、簡単に言いますと、電話機を2人で供用するのでその電話を回すための台になります。50台を予定しております。今年度電話の大きな大規模入替工事を行いまして、現在50台を上回るコードレス電話を使っておりますので、コードレス電話ですね、使っているんですけど、混線ですとか、そういったものが多かったり、不通になってしまうということで、コードレス電話の方を基本的には廃止をして全部有線の本当に昔の型の電話になりますので、今までのように、例えば子機が1人にあって、こっちに親機があるっていうそういうことができなくなりますので、有線になりますので、その有線電話をテレホンスタンド台を活用して使っていきたいと思っております。続きまして、その下の17の備品購入費です。可搬型給電器です。こちら今年度電気自動車のリーフを購入する予定なんですけれども、このリーフから災害時ですとかに電気をリーフからもらってそれを他のところへ供給するときに必要になるものでございます。1.5kwの3口の可搬型給電器でして、車にも詰める大きさのものになっております。こちらにつきましては受注生産ということで71万5,000円、定価のままなんですけれども、こちらに対しまして一般社団法人の次世代自動車振興センターの方から先ほどありました歳入でありまして、補助金21万6,000円が補助される見込みですので、実質的には50万ちょっとぐらいで買えるのかなというふうに見込んでございます。続きまして、その下0212の交流推進費でございます。外国人生活相談員現在お2人いるんですけど、1人分につきまして7月から半年間ということでとってございましたが、まだコロナの終息が見込めないということで、今年度3月まで雇用したいということで、それに伴います報酬の増でございます。その下の共済費及び費用弁償の方につきましても、3月まで雇用するための費用になっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○根橋 ICT 推進係長 それでは引き続きになりますがそのページの下、2目の文書広報費

の0222 マイナポイント事業費となります。こちらが補正額が56万7,000円の増額となっております。財源の内訳は先ほどお示しした国県の支出金が56万6,000円、またその他といたしまして17ページの方になりますけれども、雑収入の方の雇用保険料の本人負担分、こちらの方が1,000円という形となっております。ではまた20ページの方に戻ります。こちらの20ページの56万7,000円の内訳ですけれども、まず報酬、1節の報酬で3節、3の3細節の非常勤職員報酬といたしまして47万5,000円の増額、こちらは先ほど申し上げました1月から1名増とする部分の会計年度任用職員に対する報酬となっております。また、4節の共済費、こちらにつきましてはその1名増に対する社会保険料の増とあと雇用保険料の増ということで、合計いたしまして7万9,000円。また、8節の旅費といたしまして、雇用される会計年度任用職員さんの通勤手当といたしまして1万3,000円ということで増額を見込んでおります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 続きまして22ページをご覧ください。中ほどにあります0239 企画事業費の中の18の負担金、補助及び交付金の中の03の交付金、地域総合活性化事業交付金増ということで675万円の補正をお願いするものです。こちらですが簡単に言いますと、財産区の供託金に係わるものでございます。一応今年の2月にはですね、5財産区、全部で5財産区の議員さんの方の改選が行われるということで、その15万円かける議員さんの数ということで計算してございます。同額を実際には供託してまた戻ってくる予定で、それをさらに町の方へ戻し入れてもらうということで、先ほど歳入にありました675万円を同額を歳入として見込んでいますのでございます。0239については以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○三澤セーフコミュニティ推進室係長 同じく22ページの0241の交通安全対策費をお願いいたします。需用費の06修繕料でございますが、防犯外灯と交通安全施設等の修繕料ということで120万円の増額に対する補正予算でございます。こちらに関しましては防犯外灯、今年度梅雨時期に落雷被害といたしますか、強い電圧がかかったということで故障の箇所が増えまして、それに対する修繕対策を事前にかかなりの数行いましたので、今後も修繕防犯外灯見込まれるケースがありますので、こちらと不具合のある道路反射鏡、カーブミラーについての修繕費ということで今回計上させていただいております。続きまして9款になります。37ページをお願いいたします。0921の消防施設建設事業費でございますが、こちら18の負担金になります。189万円の増額の補正でございます。こちら消火栓の移設に伴う水道事業会計への負担金の支出ということで計上させていただいております。こちらに関しましては現在建築中の建設中の木下保育園の消火栓の設置ということで1カ所とそれから町道352号線、JAに向かっていくセンターパークのところの道路拡幅ということで建設課の方で事業計画行っておりますので、そちらに対して消火栓1基を移設する費用ということで、負担金の2カ所を計上している内容でございます。続きまして、同じページの0931防災行政無線管理費をお願いいたします。こちら12の委託料ですが236万1,000円の増額という

こととございます。こちらは防災行政無線の同報系屋外スピーカーになりますけれども、こちら今年度までに全部で72カ所あるんですが、17カ所既にバッテリーの取替を終了しておりますして、残る55カ所分を一度に今回対応させていただきたいと思ひまして、計上させていただきます。当初予算で17カ所分までを完了するように見込んで対応しておりますが、以降不具合がある箇所が既に2カ所ほど出ておりますして、今後もちよつと心配な点があるため、一度に対応させていただきたいと思ひまして、今回計上させていただきます。説明は以上です。

○鈴木人事係長 それでは人件費につきまして説明させていただきますので、45ページをご覧くださいと思ひます。こちら給与費明細書の説明をさせていただきます。今回の補正の主な要因といたしましては人事異動等に対応する部分、また人事院勧告を踏まえた期末手当の支給月数を0.05月減したものが主な要因となっております。まず最初に1の特別職でございますが、こちら議員の皆さん、また理事者の報酬でございます。こちら期末手当につきまして補正前3.40月だったものを0.05月減いたしまして3.35月にしたものでございます。それに伴ひまして、理事者につきましては10万5,000円の減、議員の皆様におかれましては26万1,000円の減、またその他の特別職といたしまして教育長分が4万円の減というものでございます。合計40万6,000円の減でございます。おめぐりいただきまして46ページをご覧くださいと思ひます。46ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書となっておりますので、よろしくお願ひいたします。まず(1)の総括でございますが、こちら給料、また職員手当のうち扶養手当、住居手当、通勤手当、勤勉手当、寒冷地手当、児童手当でございますが、こちらは支給対象者の変動等により増減となっておりますので、よろしくお願ひいたします。職員手当の内訳のうちの期末手当につきましては人勧の0.05月減の分でございます。313万1,000円の減でございます。続きまして47ページをご覧くださいと思ひます。こちら(3)給料及び職員手当の状況でございます。こちらで令和2年4月1日現在と令和2年11月1日現在を比べておりますので、よろしくお願ひいたします。こちら変更の部分だけ説明をさせていただきます。こちらウの級別職員数でございます。こちら令和2年4月1日現在は4級が46人でしたが、令和2年11月1日現在は1人増の47人となっております。また、5級でございますが令和2年4月1日現在は11人だったものが令和2年11月1日現在は10人ということで、人事異動等に伴ひます変更でございますので、よろしくお願ひいたします。続きまして48ページをご覧くださいと思ひます。48ページのオ期末手当・勤勉手当でございます。こちら人事院勧告に伴ひまして支給月数を変更してございますので、補正前が12月が2.25月だったものを補正後2.20月に変更したものでございます。支給率合計といたしましては4.45月となりますので、よろしくお願ひいたします。なお、特別会計につきましては国民健康保険、また後期高齢者医療、介護保険水道事業が人勧及び職員異動等に伴ひまして、補正の方お願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、質疑に入り

ます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。金澤委員

○9番 金澤委員 先ほどの給電器1台ですよね。そうすると結構パワーの大きい部類の方になるはずなんだけど、これは今年の3月のときの議会のときに、当時今の住民課長の川合さんが係長の時に私指摘してると思うんだけど、あのときにリーフのリース代が計上されましたよね。その時に給電器がなければ使えないからって話をして、その後こういうことで入れてくれたと思うんだけど、前から言ってるように給電器があってリーフが1台あってもそのリーフから全部電気を使いきっちゃえばすぐ使えないんだよね。だから再々言っているように町内にいる電気自動車を持つてる人たちと災害協定なりを結んで、いざというときに来てもらうというのを色んな自治体で今やっていますよね。下諏訪か、下諏訪なんかも協定組んでるんで、町内に電気自動車持っているリストっていうのはディーラー行けばもらえるんですよ。中古で買った人は分からないけどね。だから、少なくとも町内にいる人たちに災害のときに電気を供給してくれるかどうかってのをしといた方がいいですよ。せっかく給電器持つてるんだから。給電器持つてても、今言ったように自分のとこの役場のリーフが1台全部電気使い切っちゃえば次の車が来ないと使えないわけだから、それを是非やってください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 前回の委員会の際にも金澤議員さんの方からご指摘あった件だと思いますので、検討してまいりたいと思います。それとは別にですね、日産、例えば今度買うのが日産のリーフなんですけれど、日産の車の方からもですね、町と協定を結んで本当に一応有事の災害時には日産の方から車を、車両を何台か出していただけるっていうような、そういった協定も今週会う予定ですので、それから徐々に進めていきたいなと思っています。住民の皆様と直接お願いするってのはある程度業者さんとやってからになるかなと思いますけれど、将来的には必ずやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 46ページの職員給与、賞与、手当、期末手当っていうところの、この要するに人事院勧告によって減額になる数字というのはどこを見れば了解できるのか、ちょっともう一度説明していただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○鈴木人事係長 人事院勧告に伴います支給月数の0.05月減の分につきましては(1)総括の2段目の表の職員手当の内訳の期末手当の313万1,000円、三角ついていますますがその部分になります。

○10番 中澤委員 上の職員手当ってのは関係ないの。

○鈴木人事係長 上の職員手当はすみません、職員手当の内訳をすべて足したものが上にいっていますので。

○10番 中澤委員 要は334万7,000円っていう金額になるっていうことね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

- 鈴木人事係長 そうですね。職員手当の総額は334万7,000円の減になります。
- 10番 中澤委員 じゃあ334万7,000円減が人事院勧告による減額（聴取不能）
- 鈴木人事係長 の内の313万1,000円が人事院勧告に伴います減になります。
- 10番 中澤委員 なるほど。わかりました。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 他に。青木委員
- 3番 青木委員 14ページですね、交付金のところですが、先ほど説明あった社会保障税番号制度システム整備補助金ということでマイナンバーシステムのご説明でしたけれども、この税番号制度システム整備、この税番号制度システムっていう項目がついてるんですけど、これはどういう意味になるんですかね。マイナンバーと関連性あるんですか、税番号っていうのは。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋 ICT 推進係長 社会保障ですとか、税の仕組みに対して番号制度を使うシステムっていうのをいわゆるマイナンバーシステム、マイナンバー制度と読みかえるということですね。読みかえるというか、マイナンバーってですね、社会保障ですとか、防災とか決まったものにしか使えないという仕組み、この補助金がそちらに対する仕組みの方ですね。下に出てくるマイナポイントというのはマイナンバーカードの中のICチップのところには皆さんがマイナンバーカードを持って使ってますよというような情報が入っています。それを民間のサービスとかそういったものに利用できますよという法なので、この社会保障税番号制度システムというのは本当のガチガチの社会保障の仕組みですとか、税に関する仕組みとか、防災に関する仕組みとか、その決められたものしか、を使って主に地方公共団体ですとか、年金とか、そういったところでのそれぞれの金額の関係とか、転入転出のやりとりとかは使ってますけれども、社会保障税番号制度システムというのがこの制度のことがいわゆるマイナンバー制度というものになります。以上です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 課長
- 中村総務課長 正式名称がこの名前なんです。それだけのことです。
- 3番 青木委員 今までやってた新しい税番号制度システムが何かここでシステムの新しいのができるとかそういう意味ではなくって、交付金の名前がそういう交付、名前がそういうことだということだね。マイナンバーをこれから整備するんだけど、それがこういう位置づけの交付金であるという考え方でいいのかな。考え方としては。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋 ICT 推進係長 既にその整備されてるものなんですけれども、その整備されている中で今回はですね、マイナンバーの社会保障税番号制度の方の法律の関係で今年になってから国外転出者のマイナンバーカードの利用というものが法整備化されたので、そうすると今までのシステムにはできなくなるので、今度国外転出者によるマイナンバーカードの利用にかかるようなシステム整備費に対しての今回はこのシステム整備費の補助金というものになってます。以上です。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。岡田委員
- 2番 岡田委員 関連して今実は聞こうと思っていたことをお話していただいたんで助かったんですけども、その20番のこのシステム整備補助金っていうのが今のお話あったと思うんですけど県議会で保険証との整合性をもうセットにするっていう補助金も今審議されてるらしいんですけども、その辺は今回の中に入ってないというふうに見てよろしいですか。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 根橋 ICT 推進係長 そうですね。今回のものは先ほど言った国外転出者の関係のものになるので、保険証の関係のシステム整備費ではないです。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員
- 10番 中澤委員 議会のときに質問して回答いただいた内容をもう一回確認したいんですけども、46と47の人事院勧告の問題で、要するに議会議員の報酬減になる分と、要するに一般職の報酬減になる部分の交付金関係っていうのは国からは減額されるんですかっていう。何かペナルティがこれを拒否すると、ペナルティが起きるんですかっていう質問ですけど。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 課長
- 中村総務課長 交付税については教育振興のところでは財政の方に聞いていただければと思いますが、企画振興課長の答弁の中ではそういうものはないということでしたので、そういうふうに認識しています。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 指名をされたら番号ないし名前を述べてから発言をお願いいたします。他に。議長
- 中澤議長 財産区議会議員選挙の675万円こうとってあるんですが、こういうやり方をするということ自体は上級官庁の見解というか、少なくとも何て言うのかな、お墨付きというか、そういうものは得ているんでしょうか。まず1点目。だから供託金自体が候補者本人もしくは推薦届けする場合は推進者が出すということになってますよね。はっきり言って裏をかいたような言い方している訳なんだけれど、これって目をつぶってくれるとか、なんかそういうお墨付きという言い方おかしいけれども、やりとりをしてあるんですか。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 係長
- 小田切総務係長 先日議員の皆様が県の上伊那地方事務所からお越しいただいて勉強会、私も参加させていただいたんですけど、あの時に議員さんの方から質問等があったかと思います。その質問に対する回答として県の方からいただいている部分もあります。簡単に言いますとですね、候補者の方がどのようにお金を用立っているかなんていうのは、選挙管理委員会から見たら分からないことなんですね。ぶっちゃけて言いますと。町が直接その候補者にお金をとかって言ったらもちろん違法、完全なるアウトだとは思いますが。間に区を一応は入れておりますので、何かの法律に引っかかるとかっていうことはないというふうに認識しております。県の方にもですね、一応はそういうことを考えているということも言っ

おりますけど、県に聞きますと、明確な回答は出してくれないんですよね、立場がありますので。こちらのことも理解していただいて実際の厳しい状況も理解していただいているので、文章とかで回答ということはありませんけれども、そういう方法もありますよねということでは聞いております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 そうするとね、これ675万ってとにかく大きなお金ですよね。これを区に貸し出す。町から見れば区に貸し出すということですよね。そのときにこの予算でいけば670万はそっくり返ってくるという予算をつくっているわけです。そうすると675万貸し出すというか、予算上は支出するわけですので、支出するときには町と区の間での契約等はどのようなわけでしょうか。ちゃんと返してくれということまで契約するんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 このお金につきましてはですね、従来ありました地域総合活性化事業交付金というのがございまして、その様式等にのっとって申請をしていただいて、一旦はそれに基づいてやることとなりますけれども、それと同時にですね、戻し入れていただく手続きを行いまして、基本的には3月の年度末までには戻して入れていただくようなことでお願いをする予定でございます。またもう1点つけ加えさせていただきます。予算上は一応5財産区が改選になりますので目一杯とってありますけれども、実際は区の財政力によってですね、必ずしもこの制度を活用するというわけではなさそうですので、その辺のところも上手にやっていきたいと思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 そのね、そういう約束になってますっていうのは、約束してお貸ししますっていうのは、今口頭では分かりましたけれども、私が聞きたいのはちゃんと書面なり何なりを口約束でやるんですか、それ。そこんところを聞きたいんですけど。

○小田切総務係長 書面でいただくようにいたします。

○中澤議長 それともう一つ聞きたいんだけど、今度は区から実際に立候補される方に貸し出すということになりますよね。そのときに過去に見てるとね、善意の契約をしている限りは問題はおきないんでしょうけれども、そうは言っても区の会計でも不祥事って起きてるんですよね。だから、例えば立候補した人が本当にお金に困ってる人でもらったはいいけど使っちゃって返せないよっていうような事態が起きないとも限らないんですよね。そういうことについてはどんなふうにお考えになっているのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 実際の供託金の納付事務につきましてはご本人ではなくてもですね、例えば区の事務員さんですとか、そういった方が代行してやることも可能だって聞いておりますので、できるだけそういう方法をとっていただきますようお願いいたします。もちろんそういう可能性もあるということも区の方にはお願いをして説明していくしかないかなとは思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 今回の議長の話のもちろん続きなんですけど、今の形って間違いなく町がこの責任というかを区へもう押しつけてる形になっているよね。今言ったように、例えば区の事務員が供託金を出すって形が今とれるという話をしたけれど、それ私この間の勉強会のときに本人あるいは推薦人が供託金納めるようになっているでしょう。そうすると1人の推薦人が複数の候補者を推薦できるということになるね、今の理屈は。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 もちろん、ちょっと確認していないんですけど、1人の方が何人もっていうことは多分厳しいかなと思うんですけど、納付をする事務上、例えば伊那の確か八十二銀行に行って法務局からもらってきたやつを持ってこうと、お金を実際に納入するんですけど、そういったものは別にご本人様や推薦人でなくてもできますので、そういう意味で先ほどの答えでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 この問題ね、ずっと私前からやってるんだけど、当然区も決算報告の時にこの1人あたり15万円のかける人数分のお金の出入りを説明しなきゃいけないわけですよ。それが財産区議会議員の選挙に出るための供託金ですってという話をしたときに普通の区民がすぐ納得するということも想定してそういう形とっているわけですかね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 もちろん本来の趣旨でいけば財産区議会議員の議員に立候補された方がご自分で用立てるのが本来だとは思いますが、法律の方も急になりまして、余りこの財産区議会議員選挙には適さないやつを供託金制度についても一緒に導入されてしまうということですので、その辺も説明をして理解を得ていただくしかないかなというふうには思っております。個人で、いきなり15万円を用立てるというのはやはり自分がもしそういう立場になったらやっぱり厳しいかなと。それで区からもし一時的にでもやりとりをしていただけるなら、候補者にとっては大変あり難いことかなと思いますので、ご理解の方をお願いしていきたいと思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。議長

○中澤議長 何て言ったらいいのかな、今例えばその金利なんてそんなに高くないんだよね。10日間一時借入れしたってしれた金利なんだよね。そういうことを考えるとね、その皆さんはいわゆる公の人たちが何て言うのかな、こういう方法しか考えられないのかなとちょっと私は疑問に思うんだけどね。その額が困っている、そのことはわかるんだけど、要するに役場のお金を使ってやるってのと、じゃあ区でもって八十二から一時借入してやる、これだって一つの方法なんですよね。そのときにそのこれがね、金利がべらぼうに高いようなときなら別だけでも、今みたいな0.00%っていうようなときにね、そういう方法もありますよっていうような指導があってもよかったんじゃないのかなっていう気がするんですけど、そこらは検討されませんでした。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 そちらについても当初は考えたんですけども、なかなか地元の簡単に言いますと、財産区のこういった事務とか、立候補とか、選挙とか、そういったもの各区にとっては大変重荷になっている状況で、さらに今議長さんが言われたようにいろんな手続きをしていただくのはちょっと余りにも申し訳ないということで、今回は町の方でこういった形をとらせていただいて、全部が活用するとは限りませんので、本当に厳しいところのみになろうかと思っておりますけれど、少しでも負担を減らしたいという意味合いからこのような格好をとっておりますので、よろしく願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。青木委員

○3番 青木委員 今の関連ですけど、実態を考えますとね、私はこう思うんですけど、町から今言うように1人15万ずつ、これは一旦区が預かるという形でね、私はそういう性格のものではないかな、今報告を聞いててね、それに近い性格かなと思って。実際はそのお金が財産区の、例えば候補者に具体的にお金が回る、あるいは活用していただく。こういうケースは私は今までの実例を考えるとないと思うんですよ。そうすると、あり得ない話しゃっちゃいけないけれど、この性質のお金というのは区が一般会計で預かっておきますよ、町からそういうことで予算化して区へくる。それは一般会計が具体的に現状見ると支出をして活用していただくという性格のものではないのかなと。だからざっくり考えると、区で一旦お預かりします。選挙が終われば活用なかったんですけど町へお返ししますという、そういう性格のものかなあと、お聞きしてね。それで町もそういうことで予算化したのかなと。だから区が財産区で手を挙げた人、そうですか。これから選挙が行われます。それじゃあ15万円お貸しします。それはケースとしては考えられるんですけども、そこを中澤さんは今言ったと思うんですけど、あり得ない話しゃっちゃいけないんですけど、私はそのお金は使われること、活用されることがないお金じゃないかなと、こう考えます。そうすると、そんなに問題はないのかなということを感じるわけですけどね。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 これ区長会からの要望的なことが強くて町でこの考え方をしたというふうに私は理解をしてたんですけど、その辺のそこは区長会からの要望的なことじゃなくて、町が単独で考えたことではないと思うんですけど、その辺どうなのでしょう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小田切総務係長 町では連絡事務嘱託員委員長会ですとか、区長会などでこの制度が財産区議会議員にも供託金制度が導入されますよということで8月からずっとなるべく早くと思ひまして情報提供してきました。お話をしたところ、最初はこの制度の説明だったんですけど、その内やっぱりお金に関しまして、大変厳しいというお話を聞きまして、何とかならんか、町で要は何かできるような方策考えていただけないかというお話もありまして、中にはですね、じゃあ財産区議会選挙をやらなきゃいいんじゃないかと、誰も立候補せずというそういうお話までいただいたので、これはちょっといけないなということで、2カ月

程度時間をいただきまして、こういう方策を取れば何とかかなるかなということで今回補正をお願いするものですので、よろしくお願ひいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 そうすればね、区長の皆さんも各区でそれだけの責任を持てるってことだと私は思いますので、それなら結構じゃないかと私は思いますので、お願ひします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、質疑を終了いたします。討論に入ります。

討論のある方。中澤委員

○10番 中澤委員 45ページと46ページの人事院勧告の基づいている報酬減額に対して反対という立場で討論。いいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論なしと認め打ち切ります。採決をいたします。議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)について、原案どおり決定する方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 ありがとうございます。多数でありますので議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)は原案どおり決することといたします。可決することといたします。その旨を本会議で報告をいたします。

【総務課 終了】

③企画振興課・みのわの魅力発信室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは企画振興課・みのわの魅力発信室の審査を始めます。

それでは、議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)についての細部説明を求めます。課長

○毛利企画振興課長 それでは議案第9号の令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)の企画振興課に係る部分につきまして、ご説明を申し上げます。それぞれ細部につきましては担当の係長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤財政係長 それではまず6ページご覧ください。第2表 繰越明許費となります。今回3件追加を行うものになります。1点目になります。関係人口創出施設整備ということ。旧東部診療所を改修し、関係人口創出施設整備を行うものになります。こちらにつきましては9,864万円。また、2番、3番にはなりますけれども、各小学校、中学校の特別教室等への空調設備の設置工事となります。3件合計で2億2,317万8,000円を繰り越すものとなります。続きまして7ページご覧ください。第3表 債務負担行為になります。今回2件に

ついて設定をさせていただくものになりますけども、1件目は箕輪町農産物直売所指定管理料となります。期間につきましては3年間、限度額につきましては1,006万5,000円となります。2件目になります。箕輪町都市農村交流促進施設指定管理料、同じく期間は3年間、限度額につきましては131万4,000円。合計2件1,137万9,000円の限度額を設定するものとなります。続きまして8ページをご覧ください。第4表 地方債の補正となります。追加につきましては1点になりますが、地域活性化事業債、こちらにつきましては旧東部診療所の改修事業に伴う起債となります。限度額につきましては3,050万。また変更につきましては2件ございます。1件目が学校教育施設等整備事業債、こちらにつきましては小中学校の特別教室等の空調設置工事に伴う起債となりまして限度額を7,400万引き上げまして、1億1,260万円に変更を行うものになります。もう1件につきましては体育施設整備事業債であります。社会体育館のつり天井等の耐震改修の工事の増額に伴いまして、限度額を440万増加させ、1億6,320万円に変更を行うものになります。続きまして12ページをご覧ください。歳入の内訳になります。まず12款になりますが、特別交付税になります。今年度の見込み額を1億円見込み計上を行いました。続きまして14ページになります。国庫支出金になりますけれども、地方創生臨時交付金になります。歳入額が7,449万9,000円あります。こちらにつきましては予算書の補足資料ございますが、その7ページにどの事業に充当したか資料を載せておりますけども、7事業をそれぞれ充当してございます。

○小笠原まちづくり政策係長 続きまして、17ページをお願いいたします。17ページの諸収入になりますけれども、節としましては20の雑入になります。雑入の2ですけれども、まず0239 企画事業費としましてコミュニティ助成事業補助金増が190万円となっております。こちらにつきましては宝くじの助成金、補正での増額分になります。また、続いて企画事業費として675万円、地域総合活性化事業交付金返戻金ございますけれども、こちらについては財産区議会議員選挙に係るものとして総務課の方で説明があったかと思しますので、省略させていただきます。

○那須みのわの魅力発信室広報・交流推進係長 18ページをご覧ください。23款 町債の関係でございますが、一番上に総務費一般単独事業債ということで地域活性化事業債でございますが、こちらは旧東部診療所の改修に伴う起債となっております。歳入につきましては以上でございます。続きまして歳出でございます。22ページをご覧ください。2款の総務費、0236 移住・定住推進事業費でございますが、補助金2,270万円の増となっております。箕輪町で住宅を取得した40歳未満の若者世帯への奨励金ですね、若者世帯定住支援奨励金の増2,000万円となっております。こちらにつきましては見込み、これまでの実績を考慮しての今年度の見込みによる増額となっております。続きまして、空き家改修費等補助金の増ということで、こちらは町内の空き家を購入した、また借りた方に対して改修費等の一部補助となっておりますが、250万円の増。こちらも現在までの申請状況を考慮しまして本年度の見込みを増額ということでさせていただいております。続きまして、空き家解体事業補助金でございます。空き家の解体費用の一部を助成ということになります。20万円の増。

こちらも見込みを増額したものでございます。続きまして0239企画事業費でございます。委託料ですが、まず関係人口創出施設のPR業務委託料でございます。こちらは旧東部診療所の関係の外部へのPRですね、に係る経費でございます。また施工管理の委託の関係も計上させていただきました。こちらにつきましては旧東部診療所の改修に伴う施工管理の委託料でございます。続きまして、工事請負費8,800万円でございます。こちら関係人口創出施設改修工事ということで、旧東部診療所をレンタルオフィスやコワーキングスペースを備えた施設への改修を予定しておりますので、そちらの工事費を計上させていただきたいものでございます。続きまして、備品購入費800万円でございます。こちら関係人口創出施設の備品購入費ということで、先ほど説明させていただいた旧東部診療所の改修に伴いまして、椅子、机等必要な備品を購入するものでございます。

○小笠原まちづくり政策係長 続きまして、負担金、補助及び交付金であります。02の補助金になりますけれども、コミュニティ助成事業補助金増ということで190万円を計上しております。こちらにつきましては、宝くじの助成事業におけるコミュニティ施設の整備になりますけれども、令和2年度につきましては予算枠にまだ枠があるということで、こちら令和3年度の優先順位一位であります下古田区からの要望であります下古田公民館へのエアコン設置につきましては、令和2年度に前倒しで申請の方させていただいております。そちらの費用の方を計上しております。続いて、03の交付金につきましては、財産区議会議員選挙に係わる部分になりますので、省略をさせていただきます。

○藤澤財政係長 続きまして、43ページをご覧ください。12款 公債費になります。起債のですね、元金の償還金、また利子の増減になります。まず、元金につきましては122万円の増。利子につきましては1,356万2,000円の減となっております。理由といたしましては10年ごと利率の見直しがございますので、それに伴いまして、元金利子増減をさせていただきます。続きまして、44ページをご覧ください。予備費でございます。歳入歳出調整のために、予備費331万3,000円を増額しております。説明については以上となります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中澤委員

○10番 中澤委員 22ページ、若者世帯定住支援奨励金等々が見込みによって上がるっていう、どういう見込みがあがってきているのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○那須みのわの魅力発信室広報・交流推進係長 11月末現在までの申請状況を見まして、今の予算では足りないなということで、その伸び率等も考慮しまして、予算を増額させていただいたという形になっておりますが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。岡田委員

○2番 岡田委員 同じく22ページ、関係人口創出施設の関係ですけども、すみません、私どっかで聞き逃したのかもしれませんが、例えばこのもう設計ができてますけど、ああいった設計費とかっていうのはどういったところに出てくるのでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○那須みのわの魅力発信室広報・交流推進係長 設計、実施設計につきましては現在進めているところで、9月の議会で補正で可決いただきまして進めさせていただいているところがございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 続いて、すみません。これも全協で若干お話いただいたんですけども、その後どうなっているのかもちょっと含めてお聞きしたいんですが、レンタルオフィス等含めて産業センターか、支援センターか、等でもう待ってる方がいらっしゃって、もう入りきれないっていうようなお話もありましたけども、どれぐらいの今需要として現段階で希望があって、入れない人がどれぐらいいるのかっていうのを改めてお聞きしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○山口政策担当課長 現在産業支援センターの待機状況でありますけれど、6件の方が待機をしているという状況でございます。産業支援センターについては商工観光推進室が管轄でしておりますので、そちらの方からデータもらった状況でございます。司法書士やネットビジネス等の方6名が現在待機をしている状況だと報告を受けております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 ありがとうございます。すみません、産業振興課だつてことすみません。わかりました。今、ネットビジネスや司法書士の方っておっしゃりました。もし宜しければその6件、わかる範囲で結構なんですけども、どういう方が待っているかって内訳って、もしわかればで構わないんですけど教えていただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○山口政策担当課長 司法書士の方が1件、ネットビジネス、プログラミングとかいう方が3名、あと外国人支援を考えているという方が1件、あと会計事務所みたいなファイナンシャルプランナーの方が1件、合計6人の方という内訳でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 ちょっとそこと関係してくるんですけど、22ページのさっき言っていた空き家改修費っていうやつですけど、これってのは何件に相当するとこの金額になるんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○那須みのわの魅力発信室広報・交流推進係長 空き家等の改修事業につきましては、そうですね、経費の2分の1の上限40万円という金額になるんですけども、今現在が、今現在ですね、4件の。すみません、空き家改修か、空き家改修の方ですね。すみません。そうですね、6件申請をいただいております状態にして、今現在改修につきましては6件の217万6,000円の申請がある状態でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 その関係人口創出のね、この金額なんですけど、例えばオフィスを借りたい人に空き家改修費を補助して空き家でやってもらってというような検討っていうのはできなかったのですか。どうしてそこの、要するに1億円くらいかけて診療所の改修をする必要が出てくるっていうか、どうしてそこの結論になるのかっていうことを教えてほしいんですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○山口政策担当課長 東部診療所につきましては平成28年の3月から休診という施設、要は空き施設でもありますので、その有効活用をそれまでいろいろな町の公共施設の代替として考えていたわけですが、なかなか新しいお医者さんとかも探していたようですが、そういうものに余り該当がなくてこれ以上置いておくと施設のにも傷んでしまうという中からそこを改修しようという話にはなりました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 素朴な発想ですけど、要するにコロナ禍で減収5億円だか4億円だかって言われてるんだよね。今空き家改修費半額補助で250万なんだよね。5、6件で。全額補助したって500万じゃん。だから今オフィスに入れないところが5、6件だとしたら500、600万でその職場提供っていうか、場所提供をやろう思えばできるじゃんね。だからどうしてその東部診療所に1億円掛けるっていうこのコロナ禍で減収やべえっていうときに判断するのかという、したのかっていうことを聞きたいんですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○山口政策担当課長 コロナ禍においてですね、いろいろな補助使われる中でこのコロナの感染症対策に関しての地方創生交付金というものありまして、この中に新しい生活様式等への対応の事業に充当というような指針も示されている中で、リビングシフトという項目がございまして、都市と地方の両方の良さを生かして働く、楽しむスタイルの開拓というような項目がございまして、その中でも何ですか、推進されているというか、いい使い方の例じゃないですけどそういう中にもこういう施設の改修費を充てますよということがありましたので、そこへ当て込んだということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 その推奨されてる支援金ってのは幾らなんですか。推奨されてるんだったら交付金とかもくっついてくるんじゃないの。だから交付金になるものがあって1億円のほとんどをカバーできるのであればいいんだけど、自腹で1億円ですかっていう話なのよ。俺が聞きたいのは、4億円減収するどころじゃない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤財政係長 今回東部診療所の改修に当たっては地方創生臨時交付金を約6,400万ほど、ページ22ページになるんですけども、これまず0239企画事業費とございまして、約事業額で1億729万円あるんですけど、その横にですね、国庫支出金とございまして6,421万9,000円ございます。こちらにつきましてはその約1億円掛かる事業の中に6,400万国

庫、いわゆる地方創生臨時交付金を活用させていただいてる状況です。残りの金額につきまして地方債ですね、約3,000万、一般財源につきましては約400万円ほど計上をしているところでございます。その他につきましてはこの東部診療所の事業ではない事業になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。伊藤委員

○1番 伊藤委員 7ページ債務負担行為の中のちょっとお聞きします。この上の農産物直売所の指定管理料、これはJA上伊那の分の3年間のこれトータルの金額だと思うんですが、下の農村交流促進指定管理料、これの131万4,000円の内訳の3年間はどのようなことでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤財政係長 先ほど7ページの債務負担についてのご質問でございます。箕輪町都市農村交流促進施設指定管理料ということで3年間で131万4,000円でございます。1年間に換算します43万8,000円となります。43万円の内訳につきましてちょっと細かい数字であれですけど、基本的には施設の設備備品の管理に関する業務、またあと大きなところでいきますと電動アシスト付きの自転車の貸し出しに係る業務が主な経費となっております。また、収入の経費もございまして施設利用料金がございまして。そちらの方を差し引きまして年間で約43万8,000円費用がかかるという積算となっております。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 この指定管理する施設の今の自転車の件ですけれど、これについては全協の時も皆さんからご意見が出まして、いろいろその後の話は、例えば冬場の雪の降っている場合にこんなことは使わないんじゃないかとか、あるいは保険の関係をどうするかとか、いろいろなことがあったわけですが、そのような関係のことは加味して、このことは考えてあるかどうかをお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○毛利企画振興課長 このあと、指定管理についての議案が二つございまして、その一つにその自転車の方がございまして。こちらにつきましては後ほど産業振興課と一緒に細部を説明させていただければと思いますので、そちらの方で、すみません、ご審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 くだいようですが、もう1回質問します。22ページ、企画事業費の国と県の支出金のお金っていうのは期限があるの。いつまでに使わないと出してあげないよっていうのがあるんですか。推奨してるとの関係で言うと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤財政係長 期限につきましてはこの地方創生臨時交付金につきましてはこの令和2年度に限っての事業となっております。たまたま旧東部診療所につきましてはこれから工事を発注しますので、基本的には今年度中に工事が完成するのは難しいため、今回の予算で

も計上させてもらってますけど、明許繰越の設定をさせていただいてますので、基本的には当該年度、令和2年度になりますけど、一応繰り越しを行って令和3年度中までに事業を完成を見込んでおる事業になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので質疑を終了いたします。討論に入ります。討論のある方。岡田委員

○2番 岡田委員 先ほどから私も取り上げています関係人口創出施設そのものの予算については必要性十分理解もできますし、今後の働き方という点でも必要なことは重々私も承知をしています。ただ、今コロナ禍の中で本当に町民の皆さん大変な生活を強いられるというお話をお聞きする中で、コロナ対策予算として使う、活用する施設かというふうに思うと、ちょっと私は方向性として別の方がいいのかなというふうに思いますので、今回のコロナ禍で関係人口創出施設改修工事を含めた予算については反対をさせていただきたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 私はね、もうちょっと違うニュアンスで反対なんですけど、要するに空き家改修っていうのに、要するにそういうオフィスにするっていう提案をして、要するに空き家改修って土建屋さんとか、要するに仕事が回るじゃんね。地域の。そういうところに活用していく回しっていうのを俺は考えるべきじゃないかと思うんですよ。だから、そういうところに、要するに国庫支出金みたいなものが活用できるのであれば、結局空き家対策とオフィスの設立っていうのを一網打尽にしたような、要するに金の流しをして、地域経済の活性化を企画振興課が中心になって俺は提案するべきじゃないかなというふうに思っていて、もう1回ちょっと考えていただけないかなという意味で反対です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、討論を打ち切ります。それでは採決をいたします。議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)に賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 賛成多数でありますので原案どおり決定することといたします。本会議でその旨で報告いたします。

次に議案第14号と15号ですけれども、説明をお願いいたします。課長

○毛利企画振興課長 一緒でよろしいでしょうか。わかりました。それでは議案第14号、それから第15号につきまして細部につきましては後ほどの産業振興課になりますけれども、概要につきまして財政の係長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○藤澤財政係長 議案第14号になります。箕輪町公の施設の指定管理料の指定についてでございます。箕輪町農産物直売所につきましてにこりこー帯リニューアルにより新たな指定管理者を上伊那農業協同組合へ指定を行うものになります。指定期間につきましては令和3年2月1日から令和6年3月31日までの3年2カ月となります。箕輪町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条 第1項の規定により、指定管理者を指定するため、提案を行うものになります。説明については以上となります。

続きましてすみません、議案第15号になります。箕輪町公の施設の指定管理料の指定機関の変更及び指定管理者の指定についてでございます。こちらにつきましては箕輪町都市農村交流促進施設について同じくにこりこー帯リニューアルにより指定期間を令和3年1月31日までに変更を行うものになります。これに伴いまして令和2年10月27日から11月5日まで新たな指定管理者の公募を行ったところ1社からの応募があり、審査の結果、バイシクルメンテナンスショップ藤沢を指定管理者として選定を行ったものになります。指定期間につきましては先ほど同様ですね、令和3年2月1日から令和6年3月31日までの3年2カ月となります。こちらにつきましても箕輪町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条 第1項の規定により、指定管理者の指定期間を変更し、新たに指定管理者を指定するものとなります。説明については以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今14号、15号について説明がありました。この内容につきましては次の産業振興課・商工観光推進室の中で質疑、また採決を行いたいと思いますので、そんなふうでお願いいたします。それでは以上ですね。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

④産業振興課・商工観光室

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開をいたします。

それでは次に産業振興課、商工観光推進室にかかわる案件を議題といたします。議案第3号 箕輪町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例制定について細部説明を求めます。室長

○小林商工観光推進室長 それでは、議案第3号 箕輪町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例制定につきましてご説明申し上げます。本会議におきまして町長と私の方から説明したとおりでございますけれども、再度内容説明させていただきます。この条例は提案理由にありますとおり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を生じた町内中小企業者への利子補給事業を行うための基金を設置するものでございます。当町では新型コロナウイルス感染症経済対策としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、中小企業者等に対する融資利子補給事業を実施しておりますが、利子補給事業に充当される場合は基金の積み立てが同交付金の対象として認められることとなったことから交付金を基金に積み立てて事業を実施してまいりたいというふうに思います。条例の内容は説明したとおりでございますけれども、対象となる金額とい

たしましては令和3年度から令和7年度までの利子補給額は合計しまして5,960万円ほどの見込みでございまして、3月定例会において積み立ての補正をお願いさせていただき予定でございます。説明は以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。岡田委員

○2番 岡田委員 中小企業者等とありますけれども、これは個人事業主というのは入っているのかどうかをお聞きします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 今岡田委員からご質問ありました件につきまして、個人事業主も対象となっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 公布の日からの施行、附則のところですけども、そうするとこのままいくと見込みとしてはいつになるんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 先ほど商工観光推進室長申し上げましたとおり、条例制定のみ本議会で行いまして基金への実際の積み立てでございますけれども、来年の3月議会臨時交付金の施行状況等鑑みて財政の方で積み立てるような形になるかと思えます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 そうすると実際の適用そのものが3月の定例会以降になるのか。さかのぼってこの12月、1月、2月この中で対象になる方たちについてどのような対応になるのかをお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 実際の利子補給の方法とすると、当該年度の利子支出の利子補給に関して、翌年度利子補助として拠出をするような形になります。ですので、本年度4月色んなコロナ資金対象になってまいりますけれども、本年4月から来年3月までの利子補給に関しては、その翌年度、来年の4月1日以降、令和3年度の予算からの拠出という形になります。あくまでも後年度負担の軽減のためにこちらの基金に満額とまではいかないまでもある程度の臨時交付金を積み立てて、後年度負担に備えるという趣旨でございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。青木委員

○3番 青木委員 ちょっとお聞きしたいんですが、中小企業、この箕輪町でいうと位置づけ、例えば資本金が幾ら以下とか、従業員が何名以下とか、それは規定の中にありますか。何か。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 こちらの中小企業等の定義につきましては箕輪町の斡旋融資の要綱、それとセーフティーネットの保障の中に中小企業というのが信用保険法の中で定義をされて

いるような形になります。先ほど青木議員おっしゃられたように、資本金の額ですとか、従業員の人数によってまちまちという形にはなるんですけども、基本的には法律にのっとった区分けという形になっております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 ないようでありますので質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第3号 箕輪町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例制定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、可決するものと決定いたします。本会議でその旨報告いたします。

次に議案第7号 箕輪町農産物直売所条例及び箕輪町農産物加工施設条例の一部を改正する条例制定についての細部説明を求めます。課長

○高橋産業振興課長 それでは議案第7号 箕輪町農産物直売所条例及び箕輪町農産物加工施設条例の一部を改正する条例制定につきまして、担当の係長から説明をさせていただきますのでお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 提案理由を申し上げたいと思います。今回の改正につきましては令和2年3月定例会においてにこりこキッチンたべりを箕輪町産地形成等促進施設に改正させていただきましたが、他の施設についても同様に店名から施設名に改正をお願いするものであります。3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。初めに、1の箕輪町農産物直売所条例第2条 第2項の表中の名称でございますけれども、箕輪町農産物直売所にこりこを箕輪町農産物直売所に、2の箕輪町農産物加工施設条例第2条 第2項の表中の名称、信州みのわ のうさんぶつかこうじょを箕輪町農産物加工施設に改正するものでございます。併せて、附則の第2項では3の箕輪町議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条 第12号、第14号の名称についても同様の改正をするものでございます。1ページ目にお戻りいただきまして、附則第1項でこの条例は令和3年2月の1日から施行するものでございます。以上であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑なしとし、討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第7号 箕輪町農産物直売所条例及び箕輪町農産物加工施設条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、可決することといたします。本会議でその旨報告いたします。

次に、議案第8号 箕輪町都市農村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。課長

○高橋産業振興課長 それでは議案第8号 箕輪町都市農村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定につきまして、担当の係長から説明をさせていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 それでは提案理由を申し上げます。この条例は箕輪町都市農村交流促進施設「交流施設ふらプラ」につきまして施設の名称を変更するとともに、電動アシスト付き自転車の導入に伴い、指定管理者が備品の貸付け業務を行えるよう、条例の改正を行うものでございます。なお、この条例は令和3年2月1日から施行するものでございます。それでは資料の新旧対照表でご説明いたしますので3ページをお願いいたします。箕輪町都市農村交流促進施設条例第2条 第2項 表中の名称、「交流施設ふらプラ」を「箕輪町都市農村交流促進施設」に改正するものでございます。第4条 管理業務、第5条 利用時間及び休館日でございますが、第4条 第2項及び第5条中の「交流施設」の次に「及び付随する備品」を加えるものです。第6条 利用許可についてですが、第6条 第1項中「の施設等」を「又は付随する備品」に、第7条 利用期間の制限等について、第7条中「交流施設」を「施設等」に改めるものです。4ページをご覧くださいと思います。第8条 利用料金につきまして、第8条 第1項中交流施設の次に又は付随する備品を加えるものでございます。併せて、附則第2項では2の箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条 第13号の名称についても、先ほどと同様に改正をするものでございます。1ページ目にお戻りいただきまして、附則第1項でこの条例は令和3年2月1日から施行するものでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了いたします。討論に入ります。討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第8号 箕輪町都市農村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について、原案ど

おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、決定することといたします。本会議でその旨報告いたします。

それでは、次に議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)についての細部説明を求めます。課長

○高橋産業振興課長 それでは、議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)につきまして、産業振興課に関する部分につきまして、それぞれの係長から説明をさせていただきます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○潮田農業振興係長 補正予算10号の32ページになります。6款の農林水産業費の事業コード0610 農業振興費の10節の06 修繕料の内訳でございます。こちらは生活改善センターの修繕費ということで13万7,000円を計上しております。こちらにつきましては南小河内にあります生活改善センターにおいて建物の経年劣化及び北側湿気によりまして、湿気によりまして床が腐食しております。そこが落下する恐れがありますので応急的に補修する経費を計上したものであります。合わせまして照明器具が故障しておりますのでLEDの照明器具に取り換える費用を計上しております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 続きまして同じく32ページ、0620 農業振興戦略費についてご説明いたします。まず需用費でございます。光熱水費としてみのわテラス公衆トイレ光熱水費4万5,000円です。こちらにつきましては来年2月よりみのわテラスが引き渡しになり、いよいよ開店に向けた準備が始まるわけでございますけれども、そちらにつきましては直売所のトイレ部分及び交流施設のトイレ部分を公衆トイレとして町で直営管理をする予定がございます。そういった部分につきましての光熱水費について要求させていただくものです。続きまして委託料でございます。箕輪町農産物直売所指定管理料及び箕輪町都市農村交流促進施設指定管理料といたしまして、こちらにつきましては直売場及びぶらプラの部分につきましての開店準備のために管理をしていただく部分、いわゆる2月1日から3月末までの2カ月間の指定管理料としてお願いするものでございます。続きまして、箕輪町農産物6次産業化推進業務委託料といたしまして、こちらにつきましては町の6次産業化の促進のため、いわゆる加工所につきましてそこを拠点としまして、町農産物の加工及びブランド化をさらに推進していただきたいということで、加工所を相手方として委託をお願いするものでございます。具体的には農閑期に入りますけれども6次産業化に関する業務のご案内、さらにその研修会の開催、無料の農産物加工相談等の実施についてお願いするものでございます。こちらにつきましては、その下でお願いしております農産物等販路拡大大事業補助金の増と合わせたものとなっております。こちらにつきましては本年度より要項一部改正いたしまして、町内の農産物を加工したり、もしくは販売のためのさまざまな付加価値

をつける取り組みに対して補助を差し上げるものとして、要綱を一部改正してお願いしてきているものですが、ありがたいことにシードル、それからシャインマスカットのジャム、紅玉のペースト、ズッキーニのピクルス等、加工についての補助の申請が多数上がってきており、当初30万で予定した補助金を上回りそうなので、追加でお願いするものがございます。こういったもの合わせて、6次産業化を進めていきたいという考えでございます。以上です。

○高山耕地林務係長 引き続き耕地林務係分のご説明をいたします。33ページの4目になります。0641の町単独土地改良事業費、こちらの工事請負費になります。水路等改修工事増ということで123万5,000円計上がございます。こちらですけれども工専地区KOWAさんですとか、あの辺で7月の豪雨で雨水の浸水がありまして、水路からの浸水がありまして、その対策を地元区、それから水利組合等と協議をしまして、水回しの部分だけではどうにもならないということで、施設の改修を行います。バイパス沿いの除雪基地があるところもう少し南側にバイパスを超えてきてたところが北に水路があって、そこと並行している間もなく天竜川に落ちる中井の水路、そちらに水を分水して対策をするというものになります。続きまして、02林業費、こちらの0684の町単独林道整備事業費の委託料になります。こちら林道整備工事測量設計業務委託料増ということで、こちら萱野線で7月豪雨の際に崩落をした部分の林道の改修工事の設計委託料になります。本来でしたら9月で載せるところでしたけれども、既存の予算とのちょっと兼ね合いでということを検討していたんですけれども、補正が必要になりまして計上がしてあります。次のページをおめくりいただきまして34ページ、こちらの0685流域森林総合整備事業費、こちらの委託料、それから関連ありますので、次の工事請負費、こちらまとめてご説明をいたします。委託料の111万6,000円の減ですけれども、こちらの委託料としましては県の森林税の補助事業であります森林づくり推進支援金事業としまして、松枯れの枯損木の有効活用ということでウッドチップ化をする事業を当初予算で計上してありました。ただ、昨年からの引き続きであるんですけれども、なかなかウッドチップの引き取り手が見つからないということがあるのが一つ、それから林道のすみません、森林づくり支援金については、推進支援金については地域の課題に対して広く使えるものであります。7月の豪雨で林道がちょっと被害を受けた部分がありまして、そちら、そうですね、すみません、その以前から損傷があったんですけれども、それが発見されたところがありまして、そちらの補修に回すということで1401の工事請負費、こちら工事費381万2,000円を計上しまして補助事業の対象をこちらの工事の方にしまして、委託料の減と工事請負費の増ということで行います。林道の工事についてはL型擁壁を13m入れるものになります。高さが2.5から1.5の製品を入れます。後あわせて周辺の舗装の工事を行うということで120㎡を予定しているものになります。続きまして、0690の環境緑化推進事業費、こちらの委託料になります。こちらが松くい虫伐倒駆除業務委託料増ということで266万9,000円の計上になります。こちらの内容としましては、ながた自然公園で松の木が多数枯れている状況がありまして、こちら調査をしたとこ

ろ松くい虫の被害ではないんですけれども、弱った木にはいずれ松くい虫が飛んできて松枯れを起こしますので、こちらは補助対象になる部分については補助事業で行うということで、こちらが大体203万5,000円の試算ですけれども、こちらの予算計上になっております。後ほど観光係の方から説明がありますけれども、観光費の0710の観光費の方で、ながた自然公園枯損木除去作業委託料ということで71万5,000円の計上があります。こちらが補助事業にならない分を施設管理として行うということで予算を切り分けております。それに加えてですね、他の地区で松枯れの特殊伐採、通常ですと松枯れの木があつてチェーンソーなりで切って細かく刻んで処理をするというものになるんですけれども、民家があつたりとか、地形が崖、土手の途中だつたり、崖の途中だつたりということで、クレーンがいるようなケースということで福与の判の木とそれから木下の南城で1件ずつありまして、そちらの分を合わせて266万9,000円の計上となっております。それらにつきまして歳入もあわせてご説明をいたします。予算書の13ページをお願いいたします。こちら14款の分担金及び負担金ということで、6目の農林水産業費分担金、こちらの農地費分担金0641文としまして、町単独土地改良事業受益者分担金ということで中井の先ほど申し上げました松島地区の工事請負費の地元の分担金になります。それと、すみません、一つ歳出を説明をし忘れておりました。すみません。あちらこちらに飛んで申し訳ございません。42ページをお開きください。失礼いたしました。こちら11款の災害復旧費、こちらの1112の町単独農業用施設災害復旧費。こちら工事請負費農業用施設災害復旧工事増ということで40万の計上があります。こちらについては下古田の北の沢の用水路の取入ということで、9月補正でその取入が川の流れて増水で埋没してしまったということで、それを掘り起こす工事をお願いをしたいということで地元から要望がありまして計上しました。最小限のものでということで計画をしていたんですけれども、現場で業者で精査をしたところ、どうしても水を貯める堰が昔ふとんかごで設置をしてあつたんですけれども、それが流されていて思うように水が溜まらなくて、少し水を取るのに支障があるということで、その水を止めるふとんかごを積んで堰を作る必要が生じまして、その分の増ということで40万円の計上になっております。そこですみません、あっちこちになつてしまつて申し訳ないですけど、歳入の13ページでこちら1112分としてございます町単独農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業受益者分担金ということでこちら6万円増え請求するもので、区からの歳入ということで計上してございます。耕地林務係からの説明は以上となります。

○11番 萩原総務産業常任委員長 会議途中でありますけれどもお昼でここかかってしましますので暫時休憩とさせていただきます。再開はですね、町道の認定に先に言ってきますので多分30、40分かかってしますので、また連絡いたします。ですので暫時休憩といたします。

○11番 萩原総務産業常任委員長 それでは全員お揃いでありまして、会議を再開したいと思います。それでは細部説明の続きをお願いいたします。係長

○高山耕地林務係長 すみません、午前中の説明の中で補正予算歳入を一つ説明を落とし

てしまいまして申し訳ございませんでした。説明をいたします。予算書の15ページになります。17款の県支出金、こちらの6目の農林水産業費県補助金、こちらの林業費補助金になります。森林病虫害等防除事業補助金、環境緑化推進事業費ということで、0690の歳出の方でご説明をいたしました松くい虫の被害木伐倒駆除業務料の財源になります補助金になります。こちら先ほど支出の方で申し上げました部分の内、266万9,000円の内、補助対象となるものの金額を計上してあります。181万3,000円を計上しております。事業費の7割の補助率ということで、計上をしております。以上になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 続きまして35ページお開きをいただきたいと思います。35ページになります。7款 商工費、その中で商工係に係わる部分についてご説明をしたいと思います。7款 商工費の1項になります。0701 商工振興費でございます。その中の18節 負担金、補助及び交付金につきまして負担金の減額補正のお願いでございます。こちらにつきましては新型コロナの感染拡大防止協力金支援金の町負担分の減ということで、411万5,000円の減額をお願いするところでございます。こちらにつきましては春行われました新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言に伴いまして、長野県から一定の業種を対象にしまして、休業、営業時間短縮等の要請に応じたところに対して、県と町合わせまして30万円相当額を交付をするという事業でございました。こちらの方が事業を確定しましたので、確定件数74件というケースになりますけれども、残り不用額減というところで、減額補正をかけさせていただくところでございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○宮尾観光係長 よろしくお願ひします。同じく35ページの0710 観光費です。12 委託料ですが、71万5,000円。こちらにつきましては先ほど耕地林務係の方で話がありましたながた自然公園の枯損木の除去作業において補助の対象外になるものについて予算を計上してあります。18 負担金、補助金及び交付金です。補助金ですが、こちらは宿泊応援キャンペーン助成金増ということで、開始から大変好評をいただきました箕輪宿泊割の関係ですけれども、1,000泊分を増額として計上してあります。よろしくお願ひします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○高橋産業振興課長 以上議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)の産業振興課に係わる部分につきまして、細部説明を終わります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。金澤委員

○9番 金澤委員 令和元年度の最後の決算のときにやまびこテラスの納付金が20万円補正が出たね。歳入の方に計上されてたけど。そのあとの方の補正が見えないですけど、それはどういうことでしょうか。3月分ということで納付金が20万計上されてたよね、前回。その後今回全く補正に、歳入補正がかかってないけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 山彦化成からの指定管理者の納付金ということでご質問いただきました。1月当たり20万円を協定書の中ではいただき、それを年度末に納めていただくということになってございまして、出てくるとすれば3月補正の中で出していただきたいと考えております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。他に。岡田委員

○2番 岡田委員 34ページですけれども、松くい虫の伐倒駆除業務委託料ということで結構大きな金額出てきました。一つはこの予算の中で大体どれくらいの立米数に、何本のどれくらいの立米数になるのかっていうことと、クレーンでの特殊伐採、福与と木下で1本ずつあるということですが、そちらの見積もり金額がどれくらいになっているのかをお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 ご質問の件につきましてながた自然公園の枯損木の伐倒等で見積もりをとっているんですけれども、すみません、ご指摘の立米数、本数が載っているものはございません。現場では見積もり当時は10本ほどの枯れた木があるということでそこからの見積もりですが、現場ではそれよりも後の調査で若干多いということで、30、40本ぐらいはあるんじゃないかということで、見積もりをしているのはその辺一体のものになりますので、20本、30本のものを切るというもので見積もられているものになります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。岡田委員

○2番 岡田委員 さきほど言ったクレーンの単価はどれくらいなのか教えてください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 クレーンを使った伐倒等、玉切りまでで2カ所をそれぞれ概ね15万円ずつぐらいをみているんですが、そのうち1カ所がですね、県道の交通規制が必要なため、それ以外に5万円ほどの、4万7,000円ほどの誘導員等交通整理の費用がかかっています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 そうすると今伐倒と玉切りとあと誘導員とおっしゃいました。その処分そのものはどのように処分されるんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 その後は伐倒燻蒸をしますので、燻蒸の処理を現地でいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 もう1点すみません。ながた自然公園も含めて補助にならない枯損木があるということでした。それが大体どれぐらいあるのかということと、金額的にもそこそこあるんで、原因についてももし何か思い当たる点とか、もしわかる範囲で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 数量的なものですが、伐倒駆除の補助事業を使うに当たって、

通常はその木を切って倒して刻んで薬につけるってことなんですけども、そこにない作業の分ということで、具体的に申しますと根っこですね。根を今回取り去ってそれを処理しますので、そこは伐倒駆除の事業にないんで、そこが単費分ということになります。すべての本数のその根の分ということになります。原因なんですけれども、林業総合センターに出向いていただいて、他の病気等検査をしたんですけれども、今のところ原因は不明です。まだ結果が手元には来ていないんですけれども、線虫のDNA検査のサンプルを持っていったようなんですけれども、現状から見ると出るかどうかというとなさそうだなという見解は言っていました。また、結果出ましたらお伝えをしたいと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 35ページ商工振興費の中で減額になっている不用額411万5,000円。74件の実績だということでしたが、当初の見積もりからこれくらい抑えられたというのは何か特別な理由とかあってもしあったら、心当たりありましたらお聞かせいただけますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○小野商工係長 臨時議会において予算計上させていただいた最初の段階なんですけど、センサス数字用いて概算で算定をいたしました。ただ、影響のある時短営業、休業要請という店舗になりますと、74店舗まで絞られたという形になっておりますので、以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。伊藤委員

○1番 伊藤委員 商工費、35ページの同じく観光費のことで、宿泊応援キャンペーンで追加の300万が盛られてますけど、これについては今現在どのくらいの件数になっているのか。それと同時にこのコロナの3波でキャンセル的なことが起こっているということをお聞きしてますが、どんなふうな状況かちょっと教えてください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 室長

○小林商工観光推進室長 箕輪宿泊割の関係でございますけれども、12月1日現在の数字になります。予約の関係でございますけれども、6施設で合計1,184泊分予約をお受けしております。1,000泊を超える分、補正に計上させていただいた分につきましては仮予約という形になりますけれども、予約の取り消しと申しますか、キャンセルは正直入ってきております。特にながた荘においてはもう少し数字多かったわけですが、やはりこのコロナの再拡大、あとこの宿泊キャンペーンですが、ながた荘でいえば93%の方が町内の方にご利用いただいております。それで、やはり伊那市と申しますか、この上伊那圏域の感染者の増加によりまして、やはり辞めるといふそういう選択をされる方もいらっしゃるみたいで、ちょっと数字はそれ以降伸び悩んでいる状況と聞いております。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 34ページですけど、森林づくり推進支援金事業業務委託料を111万6,000円削っている理由が先ほどウッドチップの引き取り手が見つからないって話をされていたんですけど、今現状どうなっているのかってことと、どうするのってこと

と、見つからなければそこに堆積したままにして堆肥にしちゃうのっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 現在はですね、ながた自然公園の横の駐車場に隣接する土地に置いてあるんですけども、今のところ使うところがないんですが、もしない場合には林道に敷くなりということで処分をしなきゃかなというふうに考えています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 もう一つですけど、その二つ下後の松くい虫の伐倒駆除の業務の場所が南城と福与とおっしゃっていたんですね。所有形態っていうのはどういう場所になるんですかっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 それぞれ個人の所有地になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 7ページ再三聞いてますけど、農産物直売所のJAさんのやつの管理料は規模も違いますし、スケールも違うんでこのやつは別として、今現在のやまびこテラスと今度は自転車屋さんになるところ、片や納付金として20万もらう。片方は年間43万8,000円にしても払うと。同じ指定管理で同じ役場の窓口なのにこの違いはなんですか。どういう根拠があってこれだけのもう雲泥の差の開くことは同じ役場でやることでこういうことがあり得るわけですかね。いくら行政の申し入れにしても。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 お願いします。指定管理料をどう算定するかということなんですが、その施設を使って直接ご商売されるという形態の条例の構成とその施設を維持管理して貸し出していただき、施設運営をしていただくという形態がございます。ご指摘のありましたまづレストランの方につきましては条例におきまして産地形成等促進施設条例というふうに呼んでおりますけれども、そちらの条例の中で指定管理者の業務として飲食物の提供に関する事、農畜産物の加工製造業、販売に関する事、ということを中心に直接していただくということになっております。片やそこで得られた利益、いわゆる利用料というものにつきましてはお客さんからいただく対価としての代金です。というものを収入として行っていていただくということになっております。指定管理の中でレストランでゼロになる理由は何かということなんですけれども、普通の施設、いわゆる貸出型の施設でございますと、その施設の管理運営に関するコストというものを指定管理料としてお支払いするというのが基本的な形になってまいります。一方、こちらのいわゆる施設で直接営業、経営をするということが指定管理者の業務となっている場合につきましては、そこでの売上でもって必要経費をペイするというような形になっている、そのような違いがございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 今の説明では全く理解できない。以前のにこりこと今のやまびこテラスの違い。同じ、業種は違うにしても今度の自転車屋さんをやまびこテラスの違い。今の説

明ではどう理解してもわからない理解が。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 今全く本当に理解ができない言い方なんだけど。前のたべりこのときには食堂的なものでやってたわけだね。それには指定管理料払っている。今回のやまびこテラスの場合は指定管理料を払わない。そこから営業に対して利益を出すところはそうにすると行ったね。利益を出すところからはそういうふうにしないうて、そういうふうになっているっていうふうに今申しましたね。いいですね。今度のところではそれを貸し出したときに自転車、(聴取不能) 貸し出した時に利益を得ないっていうことですか、それじゃあ。すべてに対してそれは指定管理料だけで営業していくっていうことで、そういう理解でいいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 私で申し訳ありません。幾つかの質問いただいております。過去の振興公社の指定管理のたべりこの件と今の指定管理がこんなに違うのはどうしてかというお話と、それから条例による立て付けが違うことはあるのですが、自転車屋さんや直売所で指定管理料をお支払いするのにレストラン等では支払わないのはなぜかということの2点ということかと思っております。時間をいただいておりますのは、それまでの指定管理料の考え方、積算の仕方というものと、後者以降のものについての考え方について少し違いがございます。それがかなり入り組んでいるので一口で説明できないというのが申し訳ない、理由でございまして、ちょっと改めてわかる形でご説明、時間をいただいていたと思うのですが、そういったことは可能でしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 あのね、そんなね、あやふやなことでもって何で指定管理をするのですか。そんなあやふやなことでもって何でやるのですか。それはまずいですよ、そりゃ。だってね、いいですか。質問されたことにさえ答えられないようなことを何でするのですか。大体そうでしょ、元から指定管理するところってのは法人であるとか、団体であるとか、そういうあれがないところには指定管理はできないとなっているじゃないですか。それが個人の人間のところへそういうことされているんじゃないですか。そうじゃないですか。

○土岐未来農戦略係長 すみません、今の個人に指定管理をしているということにつきましては自転車屋さんを指していると思うんですけども、家族経営の任意団体ということで確認が取れておりまして、(聴取不能) に基づきましてやっつけやっつけというものでありますので、そちらにつきましては団体ということで指定管理の団体としては問題ないものと理解して選定しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 町長の答弁はそういう答弁でしたね。

○中澤議長 委員長、今補正予算やっているもんで。指定管理の話って次の議案に出た時にそこでやったらどうですか。とりあえず補正予算進めて。

○11番 荻原総務産業常任委員長 このあとですね、企画課の方から14号、15号の指定

管理のことについて産業振興課の中で採決をとってくれということでもありますので、そのときにまたさせていただきます。

○2番 岡田委員 ちょっとすみません、よろしいですか。私の中の理解としては金澤議員は債務負担行為、7ページの債務負担行為の中でこういった金額が出て来ているから質問をされてると私は認識してるんですけども、なんでそのあとの議案じゃなくて、今の補正の中でこういう問題があるからということ指摘されていると思うんですが、その辺はいかがですか。

○9番 金澤委員 質問のきっかけは7ページのやつを例にとってしまったけど、先ほどの執行側の方の意見で、後日なり別の時間に改めて説明するというのなら、私はそれはそれでいいです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今第9号の補正の段階で話をされていますのでそれに限っての質疑ということでさせていただきますので、お願いいたします。青木委員

○3番 青木委員 関連でちょっと係長の説明の中でちょっと整理したいんだけど、経費に対するコストね、経費に対する管理料の支払いということなんで、その経費というのはこういうものであると、あるいはコストというのはこういうものであるというのをちょっと整理して説明していただきたいなと思います。以上です。はい

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑ですよ。あとで。他に。中澤委員

○10番 中澤委員 一つ質問です。さっきの34ページの松くい虫の駆除の話なんですけど、もう1回。要するにさっき所有区分は個人だというふうにおっしゃってたんですけど、要するにこの環境緑化推進事業費っていうのは個人の木であっても松くい虫だから、要するにお金出すよって判断するものなのっていう。その背後にあるお金使っただけとされる何か、背後にあるものは何なんですかっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○高山耕地林務係長 今のご質問ですけれども、松の被害木については、直ちに自治体の方で処理をするものということで規定されていますので、それに基づいて同意を得た後に行政の方で国の補助事業を使って処分をさせてもらっております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論のある方、挙手をお願いいたします。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第9号 令和2年度 箕輪町一般会計補正予算(第10号)について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、決定することといたします。本会議

でその旨報告いたします。

次に企画の方から議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてということで、産業振興課の中で採決をしてほしいということでありましたので、これについての細部説明を求めます。課長

○高橋産業振興課長 それでは議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてということで、係長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 それでは議案14号についてご説明させていただきます。この議案は箕輪町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第4条 第1項の規定により、指定管理者の指定をするため提案させていただくものです。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は箕輪町農産物直売所であり、指定管理者となる団体は上伊那農業協同組合であります。指定期間は令和3年2月1日から令和6年3月31日までの3年2カ月でございます。上伊那農業協同組合につきましては、指定管理者の指定を前提として、直売所の整備段階から協議を進めさせていただいておりましたけれども、町内の農業経営体の出荷先における販売金額第一位の相手方であり、上伊那地域内で直売所の経営実績を持つことに加えて、住民提言から候補者として求める声をいただいていることから、地域の農畜産物、地場産品等の販路拡大により産地を拡大し、生産者の意欲向上及び担い手の育成を図り、地域農業の活性化を助長するという形の施設の設置目的を果たせる相手方として、箕輪町公の施設の指定管理料の指定に関する条例第2条 第2項により、上伊那農業協同組合を指定するものでございます。以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 細部説明は以上ですか。それでは細部説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。中澤委員

○10番 中澤委員 議案第7号で名称がね、決まっていると。決まった決めてやられていると。令和3年2月1日から始まるんだけど、要は理解としてはあれなんです、この名称はエンドが決まっていなじゃんね。こっちエンドがあるじゃんね。6年3月31日っていう、要するにこの上伊那農業協同組合は3月31日までだけど、この条例はずっと生きていてここに違う業者がぺこっとはまるっていうことがあるっていうことなんだね。理解としては。という意味ですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 その通りです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。岡田委員

○2番 岡田委員 指定管理の中に学校給食への食材の供給っていうようなことも入っていると思うんですけども、これって例えば教育委員会（聴取不能）ども保育園の食材の提供とかっていうのは入っていないととらえていいのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 地産地消、協定書の仕様書の中に記載があるんですけども、地産

地消の推進に関する業務として、町では地元の食材を地元の学校に提供できる環境づくりの一環としてこの直売場を位置づけています。町内小中学校における学校給食への食材販売を積極的に行うほか、学校給食用の食材確保に関わる生産者の指導等を行ってほしいということを条件にしておりまして、保育園を敢えて外しているわけではないのですけれども、これまでお願いしてきた小中学校手配があったので、まずはそれをやっていただきたいという意味合いでそのように記載しております。保育園を入れないということではございません。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。中澤委員

○10番 中澤委員 指定管理者の指定に直接かかわる問題なのかよくわからないんですけど、わからないので教えてほしいんですけど、一般質問の中で組合員以外の人の持ち込みは不可であるというような回答だったんですけど、そうなんですかっていう。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 基本的には町長の答弁のとおり、組合員以外の方は持ち込めないということになります。それは何しろ食品というものを扱ってその安全性というものが担保できないものを置くことができないからということなんですけれども、一方でいろんな形で野菜作っている方がいらっしゃる。その中に作り方として農協がつくる作り方ではないんですけども、適法に農薬を使う、もしくは使わないでつくっていらっしゃるっていう方もいらっしゃるということがございます。そういった方をどう飲み込んでいくかということについてちょっとまだ一部議論がございまして、交渉の余地があるということ認識しております、その点についてちょっと曖昧になっておりますが、スタート時まで固めていきたい事項として取り扱っていきたいと考えております。現時点でそこまでなんです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 質問というか、分からないのがもう1個なんですけど、町長の答弁の中で、要するに農ある暮らしを支えるのは兼業農家であると、がベースであると。兼業農家が農協に入らなければこれに参加することができないのだとすると、裾野が広がる余地がないんじゃないかと思うんです。なので別途何か協議をする場があるんだとしたら政策協議を、その辺を是非整備していただいて、この指定管理との関わりについてはね、もうちょっと筋の通る、政策とこの指定管理者への指定の仕方については細目を整理する必要があるではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 ご指摘ありがとうございます。兼業農家も含めていわゆる出荷農家と言われる皆さんのうちの9割弱のところの皆さんが今農協の会員さんですという状況がありまして、そういった意味では町内の専業兼業に関わらず、農家の皆さんを多く網羅しているということについては間違いはないんだろうと思っております。ですのでそこを指定管理者にすることはいいと思っているのですが、一方で農ある暮らしという言葉から生

まれてくるのは家庭菜園レベルの話ということでしたり、もしくは独自でいろんなつくり方をされている工夫、そういったものを商品として横並びで売るということについての安全性の担保という観点からは難しいであろうということです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 だとすれば、要するに兼業農家弱小でやってる組合員じゃない農家の方に、要するに農協に組織するっていう考え方はないのか、あるのか。

○土岐未来農戦略係長 まさに今その部分を議論しているというようなところでございまして、農協の組合員っていういろいろな形が準組合員と正組合員とございます。そして準組合員ってのはいわゆる金融とかそういう形ですぐ口座をつくるために1,000円払ってなくてもできるわけなんです、そういうことでも会員ということになりますので、その上での出荷場のルールを守っていただければ出していただけるということをございます。ですので、どちらかと言えば、食の安全が担保されている商品なのかどうかということの色んなつくり方をされてる方にもっと周知して、あなたのつくり方でもここには出せませんということについて、広めていくことで裾野を広げていくという考え方ではあります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 町長の、副町長の答弁の中にも要するに直売部会をつくって、要はその出荷する皆さんたちにはその部会に入ってくださいってことは言っていましたので、その中で多分いろんな話が出てくると思いますので。他に。青木委員

○3番 青木委員 私も言うのもなんですけれど、要は消費者から見た場合に食品の安全性を担保するためには農協もですね、生産履歴、米はじめ、生産履歴をちゃんと書いてくださいよとか、その前提条件で農協も安全性を担保してると。そういう私は判断しているんだけど、だから組合員であるとかないとかということではなくて、最低保障担保するにはそういうことですよという農協の判断だと思うんですよ。私はそう理解しているんだけど、私が言うのもね、おかしいんだけど。町長の判断だとそういうふうに私は理解しています。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 8号議案でもう既に可決されてるのでこれに関してどうのこうのとは言いませんが、この時に8号議案の中の自転車屋さんの方ですね、第8号議案の中の箕輪町都市農村交流促進施設の改める云々というところの中の資料とここで、これも可決されてるんで、これに対しては言いませんが、その中に指定管理者が次に掲げる業務を行うということで、今回及び付随する備品っていうのがつけ加えられましたけど、ここも理解、了解しますけど、この中に本来この藤沢さんがやっている自転車の、8号と15号を比較しているじゃん。8号でこれ可決されてるから、8号はされてるんでそれを受けて15号のこの、14号でいい。ほいじゃいいじゃん14号で。14号の業務の中に、本来の藤沢さんがやっている自転車屋さんの修理っていうのはこの業務の中に含まれないんですか。今14か、後にします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了いたします。討論に入ります。討論のある方、挙手をお願いいたします。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決をいたします。議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、可決することといたします。本会議でその旨報告いたします。次に議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間変更及び指定管理者の指定について、細部説明をお願いいたします。課長

○高橋産業振興課長 それでは議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定につきまして、係長の方からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 それでは15号についてご説明させていただきます。まず1指定管理者の指定期間の変更でございます。箕輪町都市農村交流促進施設、交流施設ぷらと呼んでおりましたが、につきましては現在みのわ加工株式会社が指定管理者として管理をいただいております。この管理の期間につきまして平成31年4月1日から令和4年3月31日までとしておりましたけれども、今回新たに指定管理者を指定する関係で、平成31年4月1日から令和3年1月31日までに変更するというものでございます。続きまして、2番で指定管理者の指定でございます。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は箕輪町都市農村交流促進施設であり、指定管理者となる団体はバイシクルメンテナンスショップ藤沢であります。指定期間は令和3年2月1日から令和6年3月31日までの3年2カ月でございます。箕輪町都市農村交流促進施設は設置の際、財源とした交付金の性質から施設の設置目的を農業体験及び農産物加工を通じて地域住民と都市住民の相互交流を促進し、地域農業の活性化に資することとしておりますが、設置当時に主たる目的として、営業目的として当時実施しておりましたグリーンツーリズム事業等が終了し、以降は利用の少ない施設となっております。そこで今回一帯をみのわテラスとしてリニューアルするにあたり、本施設をアルプスの見える好立地を生かして交流人口受け入れのためのサイクリスト支援と、田園風景や農の資源を生かした都市農村交流の受け入れが行える拠点として位置付け直すことにいたしました。今回のリニューアル工事にあたって、子供向け自転車コース、パントラップを設置し、また地方創生の推進交付金にて貸出用の電動アシスト自転車を整備しております。上伊那地域において広域のサイクルツーリズム事業が始まっておりまして、取り組みに参加していく専門性を持った主体が必要でした。こういったことから自転車をテーマとした施設としてリニューアルすることとし、指定管理者を選びました。この結果、公募を行った結果、候補者のバイシクルメンテナンスショップ藤沢から応募がありまし

た。藤沢は平成16年から自宅兼店舗で自転車店を始められ、以降16年の自転車店経営の実績のある町内の家族系の任意団体で町内の自転車店として指定管理者にご応募いただいているものです。11月13日審査委員会を経て、施設の運営方針、企画提案等が優れていることが評価され、選定されたものでございます。細部説明は以上であります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりますので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。金澤委員

○9番 金澤委員 すみません、先ほどは間違えました。そういうことで8号議案で業務の中に及び付随する部品というのが付け加えられて、それは電動アシスト付き自転車を貸し出すからということで説明を受けてますが、今回この指定管理する藤沢さんは自分とこの本来の自転車の修理の営業はしないんですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 施設の方で自主事業として、自転車店の経営、今おっしゃっていただいた修理ですとか、修繕ですとか、販売ということをしていただく予定でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。

○9番 金澤委員 するわけだね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。伊藤委員

○1番 伊藤委員 農村交流施設の方のみのわ加工株式会社、これは会社としてはJAなのか、あるいは別の会社でこの方代表者か誰か名前がわかれば教えていただきたいと思えます。みのわ加工。

○土岐未来農戦略係長 みのわ加工の代表者でよろしいでございませうか。

○1番 伊藤委員 みのわ加工株式会社という名目になって。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 みのわ加工株式会社 代表取締役 大川繁喜様でございませう。株式会社すずらの代表取締役でもあります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。ございませうか。伊藤委員

○1番 伊藤委員 先ほどにまた戻ります。このバイシクルメンテナンスショップの件ですけれど、これ、ここで全協があった時にもちょっと他の方からも質問があったんですけれど、先ほど途中まできて避けた法人的なもの、あるいはその部分の話するのは町長もちょっと濁した言い方したんですけど、そのときにこういうものがちゃんとできてます、こういうあれですって言えないもんで、何かあとからくっつけたような言い方したんですけど、何かそういうことは、完全にこの方はそういう代表っていうか、法人的のようなことをしている方って理解していいですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 ご質問いただきました団体の件についてなんですけども、地方自治法において指定管理者については法人、その他団体のみがなれるということになっております。このその他団体についてなんですけども、こちらは法人格を持つものだけでなく、任意の団体等にも

その他の団体ということで指定管理者になる要件というのは備わっております。調査いたしましたところ、バイシクルメンテナンスショップ藤沢さんにつきましては2名以上の団体であるということ、それから定款等がしっかりとしていること等を踏まえまして、任意団体であるということで認めさせていただきました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 今2名以上の団体って言いましたね。私が地元でちょっと話を聞いてきました。そしたら彼は個人でやっている方ですとやっている。そこで自分が好きで、自転車を直したり、バイクを直したりして、販売をしたりしたことはある、ということは聞いてきました。それと親戚の方にも聞いてきました。私の聞いた範囲では個人でやってますと、そう言っていました。これはすること間違ってますね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 定款、指定管理者指定するに当たりまして、ちょっと我々もその団体であるかどうかというところは気になったところがございます。それで定款の方をお出しいただきまして、確かに実務的なところについては自転車の販売等はほぼほぼ一人でやられていたようなんですけども、実際経営部分については団体という形でやらせていただいているということを伺いました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 それが何か証明できるものがありますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 定款をお出しいただいております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 その定款っていうようなものはこちらに提示していただくことはできますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○高橋産業振興課長 うちの方にちょっと出している定款がありますので、ちょっと内容で個性的な部分、個人情報がない部分のところを確認させていただいて、あと事業者の方に確認を取らせていただいて問題なければご提示させていただきたいと思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 一般質問の町長の答弁でも若干その部分触れたところがあるんですけど、私は実際にいざ始まって、使う側に立ったときに自転車を趣味としてサイクリストの人ってのは自分の足で漕ぐことを目的にしているんで、電動アシストを使うってことはまずないはずなんだよね。その電動アシストは普通自転車で用をたさなきゃいけないんで、だけど自分の脚力では漕げきれなかったりした人が電動アシストを使うのは普通なんだけど、ここで電動アシストを貸し出しするというのは、例えば西県道で（聴取不能）を自転車へ乗って見てもらうとか、そういう目的の方の部分が多いんですか。そういうことで電動アシストを

貸出に」するってということなのかね。普通に考えると、サイクリストってのは絶対電動アシストなんか乗りっこないの。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 電動アシストを備える理由、それについては自転車の貸出をして都市農村交流を目的として町内を周遊するようなコースづくりというものを来年度予定しておりますというところなのですが、使っていただく方がさまざまであるということから町内を周遊していただくために坂の多い町の中を見ていただくということを想定してるのが一つです。もう一つは林道です。大正大学の発表にもあったんですけども、山の林道というものが何とかして生かせないかという話がある中で上り下りというものについて最近のアシスト付き自転車って原付よりパワーがあるくらいの感じがありまして、上り自体がアクティビティになるというようなこともございます。そういったところを半ば見ながらという言い方になりますが、活用的手段として見込みながらアシストを入れているという経過がございます。お答えになってますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 前にもちょっとお聞きしましたがけれど、これについてちゃんと例えば冬の期間中の凍った雪のあるときに、こういうときでも営業は続けると思うんですが、そういうときの貸出とかできないということもある中で、事故というふうなことも考えられることについて保険的なことはちゃんとできるかということと、この期間中にもし途中でやめられたときには、何か罰則規定をつくってありますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 ご質問いただきました保険の件ですが、貸付業者ということになりますので、保険に加入する義務が生まれてきます。ですので、各自転車貸出すに当たりましてはそれぞれの自転車に保険に入っていただくと、事故等起きましたら保険を適用していただくということになります。それぞれの責任についてなんですけども、例えば自転車の管理が不備で、不備がありまして事故が起きた場合にはもちろん指定管理者の方でそちらについて賠償していただく等、それぞれのケースに応じた対応というふうになってはございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○土岐未来農戦略係長 それから指定管理の期間中に指定管理者が業務を続けなくなったときの罰則規定の部分ということでご質問いただきました。それにつきましてはですね、罰則という形のものはないんですが、協定書と仕様書の中でそういった場合のルールについて定めてるものがございますのでご紹介いたします。まず基本協定書の中で管理運営の継続が困難となった場合の措置等という項目がございます。それにつきましてはまず指定管理者はその旨を町に申し出るということになっておりまして、町の方で精査させていただいてその申し出が指定管理者の責めに期すべき理由であるときには町は指定管理者に対して改善勧告を行って、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるという

ふうになってございます。またそれが不可抗力、もしくは町または指定管理者の責めに帰することができない事由であるときには、町と指定管理者がその継続の可否について協議するものとするというふうに定めてございます。この不可抗力だった場合につきましては管理運営業務実施の免除というような規定についてもございまして、そのような定めの中で指定管理契約を結ぶということになってございます。そんなような運用でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 以前議会の方でもそのたべりこのときのことを許可して議会在承認しました。それで営業していただいた中で、中途という形の辞められ方をしました。町民の皆様から議会は何してるんだと、皆が許したことが途中で駄目になってるじゃないかという声がありました。こういうことは絶対のないようなことをしていただかなければ議会側としてもまるでね、今言うように何してるんだっていうふうに言われますので、その辺のこと十分注意していただいて、担当の方もその責任をとれるくらいのお気持ちでやっていたくようなようにやっていただければと思いますが、それだけの気持ちはありますかっちゃおかしいけど、ありますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○高橋産業振興課長 今回そういった形でご指定させていただいて、ご承認いただける中で、3年2カ月という長い期間になろうかと思えますけれども、にこりこり全体をです、また考えていく中で、他の施設のこともございますので、そういったところの中で、全体を含めて協議会みたいなものも立ち上げて、全体の中の運営あるべき姿みたいなものを求めていきながらやっていきたいと思っております。当然担当する職員についてもですね、自分がその業務について成長する中で、一緒になってやっていく所存ではおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。議長

○中澤議長 ちょっとその43万円くらいのその指定管理料ですか、それについてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど金澤議員の質問の中で、この指定管理する業務以外にいわゆる個人としての営業も認めるというお話でした。っていうことは商売して儲けをあげればそりゃ自分のとこ入れていいですよということだと思います。たまたまやまびことテラスさんは完璧に商売のための施設として、お使いになる。今回のこの自転車については半分はその町の施設を管理するけれども、一方その片割れで自分の営業もしていいですよという見方の仕方になってます。その場合にその指定管理料を算出するに当たって、そういう商売をする場として与えた部分のことを斟酌してというか、考慮して43万円っていうのは出ているんでしょうか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 ご質問いただきました件についてそういった自主営業で施設を使う部分については、料金として指定管理料の中についても考慮に入れて算出しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 全員協議会のとくにね、いわゆるJAへ管理してもらう面積、それと今度のそのぷらプラのあの面積、そういう面積割みたいなのことの説明は受けたんですけども、要するに自分たちの営業して、そこで商売をするということを斟酌してるっていうような説明を受けてないんで、していますということであれば、じゃあどのくらいを見て、だからどれだけを差引きして43万に落ち着いたのですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 それにつきましては施設ぷらプラをですね、359日間その施設を使う賃借料ということで計算をして、指定管理料としてその施設に係る費用から差し引いた額を指定管理料としてお出ししているようになります。

○中澤議長 差引き（聴取不能）43万円になんでこうなるかわからない。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 条例に定められる利用料というのが250円になります。250円の359日分ということで、1時間250円の359日分ということで、86万3,844円ということで積算しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 要するに自分の商売の方のお金を差し引くんじゃないの。1時間250云々というのは貸せるお金じゃないの、この施設を。今私が聞いているのは指定管理をされて、その建物を管理するということとレンタサイクルの備品を管理する、そのことの業務以外に、冒頭で金澤さん聞いたように、個人としての営業を認めるとおっしゃったじゃないですか。だから、そっちの部分って、だからもともと本当は指定管理料知らないけれども、100万もらいたいたいけれども、引いて43万になってるわけでしょ。考慮しているということは。だからその部分のお金どのくらい見たんですって聞いてるんですけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 担当

○松倉担当 自主事業の営業についてなんですけども、それにかかる費用というのは指定管理で利用施設として本来であれば貸し出す施設を利用して営業をするということですので、そこを占有している費用について指定管理者に負担をいただくという考え方で、その収入ということで指定管理料から差し引く部分は決めさせていただいております。ですので、そこで営業したことによって生まれた収入、実際の収入を考慮したわけではなくて、あくまでその施設を自分の営業に使うという、その行為に対する施設の利用料金ということで、86万3,844円考慮しております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 ちょっとよくわからなんだけどね、それ。普通ね、例えばね、どんな商売でもね、テナントが入ったり色々すればね、テナント料とかあるいは家賃つもの払うわけですよ。それをね、自分はそこで営業させてもらいます。指定管理料もいただきます。利益も自分のとこ入れます。それってちょっとおかしいと思うんですよ。さっきの話にまた戻りますけど、例えばやまびこテラスは自分でやります。お願いします。お金をこれだけ払っ

でも営業させていただきますって言うわけじゃん。だったらそこもそういうふうにしてもらいたいんじゃないの。できるわけだと思うんだよ。自分が自信あったら。それが当たり前だに。そんなの世の中のテナントとかその場所を借りてやるには。どんなところでそうです。かかるわけだもんで。その辺どんなふうに思いますか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 課長

○高橋産業振興課長 指定管理料の件なんですけれども、町が指定管理に出す部分についての施設については公の施設について指定管理をお願いしている部分がありまして、公の施設ってことでありますので、住民の福祉や厚生について進めていく増進の施設ということになります。今言われたようにやまびこテラスさんのようにですね、その部分はいらないから自分のところで上がった分は納入するよというお話もありますけれども、通常はそういった目的を達成するためにそういった施設を町ができない部分、第3者指定管理者の皆さんが持つてノウハウを持って営業をしていってもらうことによってそういった目的を達成させてもらうってこともあるので、最低限の施設の利用に関する利用料じゃなくて、維持管理料ですか、そういったものを考慮してお願いをするということで、町と若干のそういったもっていないところもありますけれども、そういったことに基づいて指定管理料の方を算出させていただいて、お願いするところでございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に。金澤委員

○9番 金澤委員 先ほど私が質問したことの保留になっていることの問題が今ここで多分まさに論議されてると思うんだけど。だから私が再三言うのは同じ役場の業務がする窓口で大きさ、直売所はかなり大きいから全然規模が違うけど、今のやまびこテラスと旧ぷらぷら、この自転車屋になるところはそう差異がないぐらいの大きさなんだけど、業種は違うにしても、同じ役場の窓口で指定管理をすることで片方は納付金、家賃じゃなくて納付金って形でお金をもらう。片方は払うと。この差が同じ行政でやることでなんであるんですか。そこがもう全く理解できない。多少の金額の違いとかね、そういうのならまだ理解できるんだけど。これだけもう雲泥の差があることが同じ指定管理という呼び方をする対象に対して、相手の事業者がそういう申し出をしたからということで済まされることなんですか、行政でやることで。

○11番 荻原総務産業常任委員長 誰か回答を。課長

○高橋産業振興課長 そうですね、今お話をいただいたところなんですけれども、確かに振興公社から変わってきたときにおいても指定管理料だいぶ高額な指定管理料払っていく中で、今やまびこテラスですとか、みのわ加工とか、変わってきたときに指定管理料だいぶ落ちてきた経過もございます。またその時から今回また出すに当たって振興公社から変わるにあたってだいぶ指定管理料の方が下がってきているというところもありまして、同じ施設ごとでまとめてもらって公社で見ていただいたぷらぷらですとか、直売所とか、かこうじょがあるんですけれども、一つまとめてやることで少し高くなってた部分もあるのかなとは思いますが、一応指定管理料についてはそういった施設を管理していく、運営していく

上で必要な部分について見直していくということで、やってく事業などを指定管理者と協議する中で、決まってきたりすることもありまして、確かにおっしゃられたとおり余りにも金額が大きく変わることについてはちょっと問題もあるのかなとは個人的には思いますけれども、一応そういったものの金額の算出というものを一応出しておりますので、そういったもので算出をしているってことで、また後ほど出させていただく資料の方でそういったものもお答えさせていただければかなと思いますので、お願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 もう一つ、今こういう話になってきたんでね、実際にやまびこテラスも指定管理を設定するときの当初の事業計画に対して、その後コロナがあって非常に大きなファクトにはなっているけど、それにしても、事業計画に対して現実にやっていることが余りにも違い過ぎる、中身がね。営業時間にしても何にしても。そういう実態があるわけですよ。1年未満の間に。だから、そういうことからして1社しか申し出がないものがすんなり指定管理者として指定されて、すんなり決まっちゃっていいものかってのはすごく危惧する。それを議会に我々委ねられたときに、はい、わかりました。はいって言って採決簡単にはできないよ、正直。1年未満の間にそれは現実として見てるわけですから、私は。

○11番 荻原総務産業常任委員長 町長か、副町長呼んでこなきゃ無理だなこれは。木村委員

○7番 木村委員 債務負担行為なんで、これ限度額なんで、これだけ払わなきゃいけないっていう決まりではないんで、そこのところを検討していただければあれじゃないですか、要するにこれだけ払わなきゃいけないっていうこれはただ100円でも1,000円でもこの限度額の中で、あくまでも限度額なんで、そんなところで、それでこれも検討していただければどうですか。見直し。

○11番 荻原総務産業常任委員長 さて弱ったけれど。青木委員

○3番 青木委員 私も何となくわからない部分なだけけど、要するに大義としては町がこういういろいろ観光資源だとか、そういうとこ生かす、そういう名目でこういうバイクを貸し出すと。そういう名目の中でそれが一つ。それから公の施設を管理するんで、ここは管理料として私もさっきも言ったけど、経費、コストというのはどういうことになるか、ちょっと整理して説明してほしいよということと言ったんですけれども、逆に役場の皆さんがそれじゃあそこへトイレの掃除だとかいろいろね、メンテナンス含めて職員がそこへ行ったときには人件費はこういうふうに見積もってます。それからそういう公の施設を管理するためにはこういう経費がかかります。そのための管理料をお支払いします。っていうこういうきちんとした説明ができればね、今んところはそこの部分については納得できる説明があればいいのかなと感じてるわけです。だから是非そこをちょっともう少し詳しく説明していただきたいなと思います。民間の業者だもんで、当然ね、そこで商売やるならそれは利益が上がった分はそれはまたちょっと別の枠で考え方あるんでね。管理料と一緒にすることはないと思う。その利益が上がったとかそういうことは。と私は考えますが。どうします

かっていうもんでそこを再度言っていただきたいという話をしました。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 これちょっと質問ちょっと整理をさせていただきます。要するにこのバイクのメンテナンスショップっていうのはこの北部、北部観光協会の北部さん、三つの町村の中でもサイクリングというものに大分そういったことを重視して観光の一つのあれにしていこうというその背景も当然あったっていうことだと思うんですね。その中で町長、何となく町長の肝入りだっているということも十分わかるし、そのことについて指定管理の公募したところが1社しか応募がなかったと。それについて年に48万3,000円ですか、43万8,000円か、それだけの要するに指定管理料をお払いをします。その範囲の中でということであるようですので、これについてその額というのは先ほど松倉さんも一生懸命なかなか言ってるのがちょっと我々も理解もちょっと難しく理解できないんだけど、1年間にそれだけのお金を払います。あと個人で、この藤沢さんが収入というか、それについてはそれはそれで別個に考えていますと。要はその背景の中で当然これも一つの任意の団体でも認められるということなんで、先ほど何ですか、中のそういった文章もあるということ、これについては一応任意団体ということで認められると。町としてもですから指定管理者に指名をしたという経過ですよ。非常に伊藤さんたちが心配しているのは途中でそれが中止に、うまくいかなかった場合にはということですけども、やはりそれについてはそれぞれの規約があるということなんで、それもわかりました。ですよ。今回これについて当然採決とらなきゃいけないんで、これについて皆さんたちから何かとるについて、不都合なことはありますか。採決を取りたいんですけど。金澤委員

○9番 金澤委員 採決するについて指定期間の変更と及びになってるよね、と指定管理の指定ってのが二つあるんで。私はだから指定管理の変更はいいですよ。だけど指定については賛成できませんということになるんですよ。だからそれは採決どうなるんでしょうね、二つだと。

○11番 荻原総務産業常任委員長 分けてはできんでしょう、それは。

○9番 金澤委員 だから一つが駄目ならもう反対、反対するしかないね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員

○1番 伊藤委員 上のね、こっちの部分に対して私も何も問題ないと思う。上の方はね。ただし、下については先ほど木村議員さんも言いましたけれど、この指定管理ってのは増減がない、金銭的にはじゃないもんだから、もう一度考えて見直した形のものを出して頂ければと思います。議会として判断のできるような形のものを出していただければ私はそういうふうに言いたいです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 予算のことについては上限額だから実際の契約までにちょっと精査していただく、実際に目一杯使うかどうか別問題だけど、そういう話が。もう一つは危惧していることがあるんでね、要するに例えばやまびこテラスが1年前に我々に出された計画通りに皆さんが選んだ計画通りに動いていないじゃないかとか、そういうことを危惧されてるわけ

だよ。それだもんで。それに関してはやっぱり契約に、例えばこれを通した場合だよ、この後実際に指定管理の契約をするに当たってはさ、もう少し何とかその計画が遵守されるようなことをさ、担保するようなことを皆さんからちょっと発言がないとき、ただただどうするじゃいかんもんでね、契約に当たってはどうか知らんけれど、とにかく何らかの格好でちゃんと審査に無事に出されたそれがちゃんと約束されるように何かしますとかさ、課長はそうは言ってもはっきり言ってもらわないとき、と俺は思うんだけどね。このまま採決したらなかなか今みたいな話ですんなりあれにならんと思うよ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そうですね。課長

○高橋産業振興課長 議長さんからお話いただきまして、先ほど伊藤議員さんからも罰則がないのかというようなお話もありました。協定書の中でね、罰則まで書いてないんですけども、お互い協議してのような旨があったんですが、そういったところ今議長さんのお話もいただいたところもありますので、ある意味何かを担保するという意味でいけば罰則的なものもある意味必要ではないのかなということは今改めて思ったところもございますので、これから協定書を結ぶ段階、お認めいただければ入っていくところになりますけれども、こういったものを取り込んでいけるかというところを相手方と話をして、できることであれば指定期間、もしくはそこから先続けていっていただきたいというのがこちらの思いでございますので、そのところをちょっと担保できるかどうか含めて検討できればと思っております。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今高橋課長の方からそれぞれそういったお話がありました。これまだそれこそこれがすごく、すごく盛ってそういったことも出てくるかもしれません。ですので、議会と委員会としての心配はやっぱりもしのときにはどうするんだというくらいのこととはとてもやっぱり心配であることは事実で、この藤沢さんって方自身がそれぞれ皆さんたちが調べているっていうか、聞いている話の中で、大丈夫なのかという心配もあるわけですので、そこら辺は町がきちんと担保してそのことについては大丈夫ですと、そういうふうに言っていただければ、我々とする信用して採決したいなと思っておりますので、そういったことを前提にこれについて、これから会議を進めてきますんでよろしいですか。それでは質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更及び指定管理者の指定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、可決することといたします。本会議

でその旨報告いたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

⑥建設課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは会議を再開をいたします。建設課に係わる案件を議題といたします。議案第16号 箕輪町町道の認定について細部説明をお願いします。課長

○小澤建設課長 議案第16号 箕輪町町道の認定についてということで現地審査の方ありがとうございました。今回の提案は町道497号線と498号線の2路線でございます。いずれも松島地籍にて民間企業による住宅造成に合わせて道路整備が行われ、町へ寄付された公衆用道路ということでございます。497号線につきましては起点が大字中箕輪10363番地10先、終点が大字中箕輪10363番地13先ということで、延長が57.0m、幅員が5.0mです。498号線につきましては起点が大字中箕輪10215番地12先、終点が大字中箕輪10215番地8先ということで、延長は70.0m、幅員が5.0mということになります。細部説明は以上でございます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それでは、採決いたします。議案第16号 箕輪町町道認定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 異議なしと認め、決定することといたします。本会議でその旨報告いたします。

【建設課 終了】

⑥水道課

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは水道課に係わる案件を議題といたします。議案第13号 令和年度箕輪町水道事業会計補正予算(第2号)についての細部説明を求めます。課長

○田中水道課長 それでは議案第13号 令和2年度箕輪町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。予算に係る部分につきましては本会議において概要について説明させていただきましたので、内容につきまして水道6ページからの予算実施計画説明書にて説明させていただきたいと思っております。説明は係長からいたします。よろしく申し上げます。

○11番 荻原総務産業常任委員長 係長

○柴宮水道管理係長 それでは6ページ補正予算実施計画明細書(第2号)の収益的支出からになります。よろしくお願いたします。まず支出になりますが、水道事業費用の1営業費用の5目の総係費でございます。補正予定額といたしましてマイナスの17万8,000円でありまして、内訳といたしましては手当が12万8,000円の減、法定福利費が5万円の減ということで、こちらにつきましては人事院勧告を踏まえた支給月額の見直しにより計算した結果減額を要求するものでございます。そして、減額となりました17万8,000円分を予備費を増額させるというものでございます。

○木村水道工事係長 7ページからの資本的収入及び支出でございます。収入に関連して支出がありますので先に8ページから説明させていただきます。資本的支出、建設改良費、配水設備工事費といたしまして工事費を300万増額するものでございます。こちらにつきましては分譲地の新規造成地が1件増えたということ、また上水管布設工事として木下保育園へ向けた水道工事を水道事業で行うという形にするものでございます。これに伴いまして、お戻りいただきまして工事負担金の増ということになります。当初水道事業として計画していなかった路線に水道管を布設する場合に口径を増径というか大きくする部分で町の方で、町と言いますか、水道事業の方で工事を行います。その増径しない場合、例えば保育園ですと50mmでいいところを75mmにするという工事を行うんですが、例えばの話ですが50mm分を自分で引くという部分についてその受益者に負担していただくという形のものでございまして、その負担をしていただくものを負担金として収入として見るものでございます。1枚またおめくりいただきまして8ページになります。

○柴宮水道管理係長 続きまして、老朽管更新事業費でございます。の手当になりますが、一般職員諸手当減ということで1万2,000円、それから法定福利費が8,000円の増という形であります。こちらにつきましても人事院勧告を踏まえた改定によりまして、補正をお願いしたいものであります。

○木村水道工事係長 同じく老朽管更新事業費の18委託料を500万円減額、その次の27工事請負費の工事費、請負費を500万増額するものでございます。現在福祉施設ですとか、避難所に向けて古い管を耐震管にするという事業を行っていますが、落札比率等の関係で委託料が減になり減りましたので、その部分を工事として今年度行いたいということで、科目の組替えをするものでございます。以上です。

○柴宮水道管理係長 9ページ以降の給与費明細書につきましては、また改めまして確認をいただけたらと思います。以上になります。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。討論ありますか。中澤委員

○10番 中澤委員 人事院勧告に従った手当等の減額が予算に組み込まれているよね。

認められません。反対です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論を終了いたします。それでは採決をいたします。議案第13号 令和2年度箕輪町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 賛成多数で議案第13号 令和2年度箕輪町水道事業会計補正予算(第2号)は原案どおり可決することと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

【水道課 終了】

⑦議会・監査委員事務局

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは議会監査委員事務局に係わる案件を議題といたします。議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)で細部説明を小松次長お願いいたします。

○小松議会事務局次長 それでは19ページですが、一般職職員に係りますものについては総務課の関係になります。それ以外としまして議員さんの期末手当の減ということで26万1,000円、あと行政視察や議員さんの研修の関係の運転代行の謝礼や議員さんの旅費ということで謝礼の方報償費で40万円の減、旅費の方で議員さんの旅費151万4,000円と随行の職員の分の旅費の減ということで13万9,000円、合わせて165万3,000円の減としてあります。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 局長

○深澤議会事務局長 ただいま説明を申し上げましたとおりの補正でございますが、今回はコロナ禍の中にありましてコロナの影響により実施ができなかった研修でありますとか、視察でありますとか、そういったものに関係しました旅費でありますとか、報償費でありますとかを補正により減額をさせていただいたものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。中澤委員

○10番 中澤委員 人事院勧告に関する手当の減額が組み込まれていますので、反対します。

○11番 荻原総務産業常任委員長 他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは討論を打ち切ります。採決をいたします。議案第9号 令和2年度箕輪町一般会計補正予算(第10号)を原案どおり決定する方の、賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 賛成多数であり、原案どおり可決することといたします。本会議でその旨報告いたします。

【議会・監査委員事務局 終了】

2日目

⑧請願陳情

○11番 荻原総務産業常任委員長 それではおはようございます。すみません、若干時間が遅れてしまいました。申し訳ございませんでした。それではただいまより、総務産業常任委員会陳情についての審議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は7人全員でございます。それでは陳情受理番号9番から陳情項目 財産区議会議員選挙での供託金制度の適用を除外することを求める意見書を提出することを求める陳情についての説明をお願いいたします。

○深澤議会事務局長 受理番号9 陳情書・意見書 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 ただいま局長より陳情書の説明、また意見書の朗読を受けました。当常任委員会では地方事務所の課長をはじめ、勉強会などをしてですね、このきっかけはこういったことがあったんですけれども、金澤委員の方から、以前からもこういった財産区の会計の問題についてはですね、前々からそういったお話もありました。このことについてはそれぞれ皆さん一緒だと思いますけれども、陳情の対する審査でありますので、お一人ずつご意見を述べていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは金澤委員からお願いします。

○9番 金澤委員 これは区長会の方は率直な意見というか要望でこういう意見書が作られたと思います。区長自身もこの財産区議会議員に対する知見っていうのはまだまだここにわかに上がってきたものなんで、その後昨日の小田切係長の説明にもありましたし、上伊那振興局の課長来たときにも言ってましたけど、とにかく12月12日、まさに2日後にとにかく交付されたものが即除外がされるっていうことは過去においても無いんで、最低でも昨日の話は2年っていう話がありましたけど、私の認識だと2年から3年、3年くらいって先までは出したところでまったく適用されないと思いますので、これはこれで出すとして、更にそこに各区ごとに根本解決に向けて今後も引き続き継続、検討していくっていうのを付け加えて出すっていうのがいいかと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員

○10番 中澤委員 異議なし。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それだけ。他に言うことはない。木村委員お願いいたします。

○7番 木村委員 この陳情自身はこれいいと思うんですけど、ただ先ほど金澤議員が言ったようにこの前も振興局行った時も何か不都合というのが全国的に出ない限り、国では2年間以上は改正を2年間ぐらいは改正しないというのがもうそういうふうに不文律みたいな感じになってるみたいですので、これはこれで出すにしても先ほどもちょっと金澤議員とも話したんですけど、財産区のあり方ってものを根本的に検討するというのを、どういう項目がいいか、ちょっとどういう字句がいいのか、ちょっと分かりませんが、加えて、これに加えてつけ加えて出せばこれで私はいいと思ってます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 伊藤委員お願いいたします。

○1番 伊藤委員 全く今金澤さんが言っていたとおりでございますけれど、一番ネックになっているのは各区の区民たちがこのことについても理解をされていないということ、それで各区においても、これ例えばこの年度終わる最終区常会辺りに常会長さん集めて説明はするでしょうけれど、それなりの理解をしていただくような浸透を図っていくことが今後も大事なじゃないかとこんなふうに思ってます。このことについて意見書を出すことについては私も全然不都合ではないし、賛成でございます。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員お願いいたします。

○3番 青木委員 区長会のこの請願書、私もそのとおりで思っています。この趣旨を見ると、まずは立候補を志すものが障壁になってることと、一つはなり手不足。これが原因でなり手不足が益々進行するってということが主な趣旨で書かれています。いろいろ2年、施行後2年だとか、そういうことをいろいろ説明する中で行われるわけで、これは素直になり手不足には障壁になっているということを文面で強く謳えば私はそれでいいと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員お願いいたします。

○2番 岡田委員 私もこのとおりで思いますし、区長会の皆さんの苦悩もよく理解できますので、このまま上げていいかというふうに思います。その今後の区のあり方についての文面か何かをつけ加えるというのが国に対して何か言うってことなのか。ちょっとその辺がどういうものになるのかがちょっと私国に対して何かを求めるっていうのがちょっと今余り想像が浮かばないので、またお聞かせいただければと思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長、立場でちょっと何か。

○中澤議長 今岡田さん言ったように何とかの云々ってつけ加えるっていうのは、この意見書はね、内閣総理大臣と総務大臣に提出するってなっているんだけど、そうじゃなくてやっぱり区のあり方そのものをもうちょっと町が指導すべきだと思うんだよね。区議会選挙をしなくても済むようになっていうような方法があるっちゃ説明も受けてるもんで、出すんだとしたらこれはこれでもうそのまま出して、町に対してもう少し区議会議員選挙をしなくても済む方法の説明とか、取り組みの指導を徹底していただきたいっていうか、そんなような文章出すっていうことじゃないのかなって。この文章へ何か一文加えてっていうのは岡田さんも言ったようにちょっと私もピンとこない。ですので、つけ加えてっていうそ

の金澤さんや木村さんの意図は分かるんで、その出す先はその付け加える文章はやっぱり違うと思うんだよね、区が悩んでいる。だからもうちょっと町はもうちょっと親切な指導しろっていうか、詳しい指導しろっていうか、そういう要望書なり何なりを合わせて出したらどうですかっていう感じはします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 もう一つこの意見書の日付、提出する日付を最低でも12月12日以降にしないとこの文章って適用にならないんだよね。施行されるのが12日からなんで。なので12日以降に施行されたものについて除外という形になるんで、一つは12日以降の日付にするのが適当かなと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 これ最終日ということになれば14日っていうことになりますよね。それぞれの委員の皆さん方からご意見をいただきました。こういったことってのは当然皆さんすべてわかっていることで、それこそその通りだというようなことなんですけども、今も議長やらそれぞれの皆さんたちからご意見あったように、要は町の指導というのをやっぱりこれ特に大事だというふうに思います。供託金制度の除外を求めるのは総理大臣、そして総務大臣というようなことのようにですけども、現実これから2年間くらいはこういったことがどこのところでも、たぶん日本中必ず出てくるわけで、そういった中でやっぱりいち早く箕輪町がこういったことに目をつけたということも事実ですけども、当然町への指導だとか、そして今後この供託金についても前回企画の中でもありましたけれども、町でお金を用意するというようなこと、どうなのかとか、議長さんが言うには悪い承知で手を貸すみたいなの、そういったことにもつながるっていうことがあるんで、そこら辺のところもちょっとそれぞれありますので、この意見書の提出について、まずこの意見書、今この意見書がついておられますけども、この意見書を何かしら文面を変えて提出をする。すみません、それじゃあこういった陳情書が出てまいりましたが、これについて陳情書の受理をし、意見書の提出をするということについての賛成をとるということでもいいんでしょうか。

○中澤議長 なので採択するか、不採択とするかの討論をしてもらって。

○11番 荻原総務産業常任委員長 わかりました。これについて討論のある方。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それではこの陳情書について採択することに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者 挙手】

○11番 荻原総務産業常任委員長 全員賛成で、これは可決をされ、陳情書の提出をいたすことにいたします。それでは意見書の文面についてですね、ちょっと。

○深澤議会事務局長 意見書としての体裁整えたものをお配りしますので、ご確認ください。

9番 金澤委員 もう一つ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員

○9番 金澤委員 この意見書にそれを織り込むかどうかはしないと思うんだけど、要はこれ供託金を除外するということがイコール天秤にかけてるときに選挙ね、公営の拡大というのがあるから形としては実際には選挙になりっこないんで、ポスターもビラも実際には配らないんだけど、この除外をするということはイコール選挙公営の拡大も同時になくなるはずなんだよね、理屈として。供託金だけでなくおいて、選挙公営のビラとポスターとか、車代は同じように出すってことが生きるということはないと思うんだよ。片手落ちになるからね。だから除外するっていうことはイコールそっちの選挙公営の方ももう廃止というか、なくなるはずだと思うけど。ただ、そこまで織り込まなくてもいいと思うけどね。理屈としてはそうなるはず。片手落ちになっちゃうからね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員

○3番 青木委員 我々はね先まで進んでるんだけど、考え方もね。それでいろいろ聞いてるけど、素直にこの意見書だけ見た場合には、要は供託金制度はわかって、ここに出す文書にも公的な選挙制度の秩序を保つ側面がある一方でって言って、供託金制度ってのはそういうもんだというのをはっきりここで書いてあって、それを選挙の前提になるには（聴取不能）への立候補が障壁になって担い手不足になるということもこの意見書に書かれてますね。素直な気持ちだと思います。それで、金澤さんの言ってることはよくわかるんだけど、意見書を尊重するということになれば何て言うのかな、文面から見ると本当のところだけを今回は出してもいいような気がします。追加するとか、あるいはそこに踏み込んで今金澤さん言ったような部分ももちろん関係することだけれど、この区長会から出されている意見書というものはとにかく供託金というものが障壁になっていると、それだけのことで私は今回はいいと思いますけれど、どうでしょうか。私はそういう意見です。えらい意見書に追加するということはそこまで北原区長も考えてないと思うんだよね。考えているんだけど、そこまで。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 私もつけ加えたこの文面で良いと思うんですけど、ただつけ加えてって言った理由は議会とこの組織等ってなので地方自治法で第296条の中に財産区の議会の議員の選挙については公職選挙法第268条の定めるところによるっていうことで謳っちゃってるんですよね、もう定めることって言って。なので公職選挙法改正するのか、そっちを直せば一気に引っちゃうかなと思って、そういう趣旨でちょっと加えたらどうかなというふうに思った。ですので、別に特にね、この文面がいけないとかそういうんじゃないくて、これはこれでいいんですけど、ただその根本的なものがあるかなと、そこを改正しない限り出てくるかなと思ったもんでそこへどうですかということを入れただけで、特に拘ってはいません。ただ、そう思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 どうですか、今木村委員の方からそういった意見が出ました。それも確かに一理。中澤委員

○10番 中澤委員 この前、県の振興局の職員の人に僕がその県議会にね、提出したらどうなりますかっていうふうに言ったら県議会で専門委員会とかで審議されるんでしょう、その方法も一つありますねというふうにアドバイスをいただいていた。これ今木村さんの提言は俺要するにこの文面に添えてその情報を入れた文章を県議会に飛ばして、県議会に、要するに国に出すべしってという意見書として出すっていう戦術がありなんじゃないかなと思います。この前の話の中でもやっぱり市町村単位で制度が違うので、県議会から国に出してもらおうような意見書に今木村さんの作戦を組み込んだら有効なんじゃないかなってという意見。

○11番 荻原総務産業常任委員長 これ原本でいくと意見書を内閣総理大臣、総務大臣に提出をする、これを県会議長なり県議会に提出をする。

○10番 中澤委員 国に提出するよう求める陳情書みたいな。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今それぞれちょっとご意見が提出先についても出ましたけれどもどのように取り扱えばよろしいでしょうかね。伊藤委員

○1番 伊藤委員 区長会から出てきているものが陳情書なんだよ。それで区長会から議会に対して要望書を提出してほしいっていうふうだもんで、それをつくってあるのが町議会なんだよこれ。だから、町議会の意見として出す部分だから今言われたことは議会から出すに、じゃあ今言ったように県へ上げるのか、国に上げるのかという部分だから、その辺のところは公職選挙法を元から変えていくっていうことについては県へ上げて、国に上げて、先に言ってもどっちへ行っても別におかしい話ではないので、それ別にその辺のところは、先にどっちに出すとかじゃなくていいじゃないかなと私は思いますけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれちょっとご意見が出ましたけれども、どうでしょうか、ちょっと。特に何かご意見があれば、金澤さんどうですか。

○9番 金澤委員 出てくるもんでちょっといじるのもめんどくさいけど、要は結論的にはね、今木村さんが言ったように、要は今回改正された部分のところを財産区議会議員への適用を除外するということがこの解決になるわけ。そこを除外すると供託金も廃止されると同時にもう片方の選挙行為の拡大も同時になくなるから、それでいいと思うんだけど。このままでもいいっちゃいいけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員

○7番 木村委員 このままでも区でね、区長会で出してきたものっていうのは十分伝わるもんで、ただ私たちは勉強させてもらったもんで色々出てくるけど、ただこういう方法もあるよということで私はちょっと言わしてもらっただけで、公職選挙法を改正するのも一つの手だし、その財産区に公職、議会に公職選挙法を適用させないというのも一つの手だと、そうすればすべてのことが何か皆解決するような気がするもんで、ちょっとそういう話をさせてもらったということです。だから特にこだわりません。

○中澤議長 準用規定を除外しろなり何なり改めろってということなの。

○11番 荻原総務産業常任委員長 財産区議会議員の要は公職選挙法（聴取不能）

- 3番 青木委員 適用を除外するっていうことは最終的にはそういうことになるけどね。
- 7番 木村委員 適用を除外するっていうことは（聴取不能）
- 2番 岡田委員 広くとれっていう。
- 3番 青木委員 最終的にはそこにいくと思うよ。要は除外してもらいたいと。
- 中澤議長 木村さんが言っているのは何、準用規定を。
- 7番 木村委員 公職選挙法を改正するのが準用規定だし、自治法を改正して財産区選挙っていうか、区議会議員に要は公職選挙法を適用するっていうのが今あるんですよね。だからそれをしないっていうのも一つの、そうすると全部片付くかなっていうのと、これは公職選挙法の準用規定を取れということだもんで、目的は同じだけど、趣旨としては供託金のこれだけは、供託金だけを外せて言って陳情が出ているもんで、私たちは今それ以上のところへちょっと踏み込んでいるかなっていう気もしますんで、最終的にはだけどそういうところへ行くんじゃないかなと思うんですけど、陳情の趣旨から言うと供託金だけの趣旨ですね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 議長
- 中澤議長 要はここへ出されたのはそりゃ区長会の素直な意見書なのかもしれないけれども、ここから出ていくときは議会として出ていくことになるもんで、やっぱりできるだけ何て言うのかな、制度、法律に乗っ取った形の意見書の方がいいと思います。だから木村さんのおっしゃるような形の方がいいと思います。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 議長がうまくまとめていただきましたけれど、ちょっとじゃあそんなふうに、局長これ文章どうやるの。だもんで、要は議会として出すっていうことですので、公職選挙法の中での財産区議会議員の選挙については除外、除外か。議長がおっしゃるように議会で議会の意見書として出すわけですので、そりゃそういうのが。金澤委員
- 9番 金澤委員 今のままだと要するに12月12日以降適用されるんで、極端なこと言えば来年の1月の財産区議会議員選挙にまず間違いなく無投票になるだろうということは99.9%予測されるけど。だけど自分でポスターを作って、ビラも作っていいわけなんだよね。それを申請すれば補助金っていうか、公費で賄えるからそういうことをする人がいても全然できちゃうんだよ。今の場合は、実際には多分しないと思うけど。当日受付締切までは選挙になるかならんかっていうのは事実上わからんわけじゃん、形の上は。だから今度の財産区議会議員選挙はポスター作ったって、これが公費でおおりるわけだからね。昨日の説明があった上限内では。ビラもつくりゃ下りるわけ。上限範囲内で。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員
- 3番 青木委員 文面はいいんで、作ってもらっていいんだけどね、否定するものないけど、とにかくね、今金澤さんの言った意見もそういう人もいと当然ですよ。ここは適用を除外するということをバンとシンプルに出した方がいろいろ先のことまでやっちゃうとぼけてきちゃうんだよね。ぼけるっていうか、ぼや一としちゃうか。だからもう適用を除

外したい、除外してもらいたいってここを強調すれば、あとは適用除外するためにはどういうことになるかということがおのずと紐でくっついてくると思うんですよ。だから、私も最初から言ってるけどシンプルに出すこともそれはいいんじゃないかなと思うんだよね。この99条の規定もちょっと書いてもらってもいいんだけど。要するに趣旨がぼやけないような文章の方がいいと思うんですよ。とにかく適用除外してくれとそういう意味での方がその文章で。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今青木委員の方からそんなようなご意見が出ました。ただ、先ほど議長が言ったように箕輪町議会としての意見書の提出になりますので、区長会の意見書の提出じゃないんで、そこら辺のところはある程度きちとしたものの方がいいような気がするんですよ。要は区長会の名前を出すんなら別に何の問題もないのかもしれないけども、箕輪町議会として、要は国なり県なりへ出すといたときに余にもちょっとぼやけるっていうよりも、もうちょっと考えて書いてよこせっていうくらいの感覚もあるような気もするんで、やっぱりそこら辺のところはきちんと公職選挙法の中の財産区議会議員の選挙については除外をしろという要望の方が、気もしますが、皆さんどうでしょうか、ご意見。今ちょうど分かれてるんで。金澤委員

○9番 金澤委員 じゃあそういうことで色々意見が出てますが、思いはそんなに変わらないと思いますんで、私は木村さんに一任をして局長と相談の上つくってもらう方が時間もスピーディーかなと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長

○中澤議長 ちょっと暫時休憩にさせていただいて、この文案をいずれにしろ直さなきゃいけないもんで、今金澤さんの意見もあつたんだけど、ずっと聞いていた事務屋のプロさんがここにいるんでね、今までの皆さんの意見を聞いて、それで元プロだった木村さんもいるんで、ちょっと10分とかそのぐらいでつくってもらって、そこで会議を再開したらどうですか。その間に残ってる人たちはその町へ出すもの見当でもしていたらどうですか。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 議長がうまくまとめていただきましたので、それではここで暫時休憩といたします。すみませんが、局長と木村さん申し訳ないんですけどちょっと。それから10分くらい、50分に再開をするということで。あと先ほど町のやっぱり町のその財産区に対する指導ってどんなふうにしたらいいかということも含めてちょっと皆さん方それぞれちょっと。暫時休憩といたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 会議を再開いたします。今それぞれ木村さん、局長と相談をしながらですね、意見書の文面について協議をしていただきました。木村さん、その経過をちょっとお願いします。

○7番 木村委員 結論的に言いますとこのままでしょうがないかなって。っていうのは自治法を改正した場合に、全国で選挙をやっているところがあるんだそうです、財産区の。そうするとそこも選挙ができなくなっちゃうっていうことと、があるということ。それから一

つはですのでちょっと難しいかなというのと、例えば供託金を廃止した場合にうちの場合はいいんですけど、選挙費用も今供託金と合わせて適用になっているので、だもんでその選挙費用も今度自腹で出さなきゃいけないっていう、供託金払わなくていい代わりに選挙になったときは自腹で払わなきゃいけないっていうところも出てくるっていうことで、っていうことで今回はこの結論的に言わしてもらおうと、これでこの文面でいくか、後はお任せするか、やり方については国、県にお任せしたらどうかということで、これやってると色々問題出てくる、これだけでもかなり問題があるんですよね。今言ったように色々やっていると供託金を外したことによって、逆に言うともし選挙やったときに今は選挙ないもんでいいんですけど、選挙やったときには今度は私たちはね、なったじゃないですか、ポスターとか、車とか、そういうの全部ビラも出せるようになったんだけど、それもパーになっちゃうんですよね。財産区の選挙が供託金外すと、もし選挙になれば。そんなような色々などが出てくるんで、それとあと自治法改正すりゃいいって言ったんだけど、自治法改正すると全国のね、選挙やっているところが実際にあるんで、そちらの方へ影響しちゃうかなっていうことで、とりあえずこういう箕輪町としては出てきてるんで、箕輪町としてはこういうことをやってほしいということなんで、とりあえずこれで出したらどうかということでちょっと考えさせてもらいました。ちょっと金澤さんの話も聞いて。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そういうことですよ。金澤委員

○9番 金澤委員 紆余曲折いろいろしてるんだけど、例えば区長会の意見をそのまま尊重するというのを例えば一文つけて町議会から出すけど、区長会から上のような請願が出てきたと。それを尊重し、そのまま提出しますの一言加えりゃこのまま文章生きるじゃん。これも一つの方法だけど。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今それぞれの木村さん、金澤さんからお話いただきました。木村さんいわく掘れば掘るほど難しくなっちゃって非常に書くのが非常にいろいろな弊害が出てきてしまっていて難しいということで、このような意見書が区長会より出てきたと、そのことについて町議会として意見書の提出を、先ほど県とか話ありましたが、どんなふう扱いしましょう。県議会議員、県議会議会と内閣総理大臣、総務大臣、四つに出す、どんなもんなんですか。一応そんなふう区長会よりこのような意見書が提出をされ、そのことについて、議会としてこの意見書を提出しますということでいいですか、まず。岡田委員

○2番 岡田委員 実際こうやって意見書の文案が出てきてますけど、あくまでそういう義務は陳情書の方にはないので、あくまで出すのは町の意見として意見書を出さなければいけないので、そういう何て言うんですかね、逃げ口上が許されるのかがちょっとわからないんですけど、どうなんだろう、一つは県議会に出すとすればその多分一番下のところ、以上の理由によりっていうところのどっかに国にこういう意見書を出してくれっていうものを多分付けばいいだけだと思うので、私は県にも出すべきだというのはそのとおりだと思います。

- 11番 荻原総務産業常任委員長 このまま町と議会の名前で出せていうこと。
- 2番 岡田委員 もちろん、だと思います。意見書そのものはもうこれ以上いじらない。
- 3番 青木委員 逃げているようになってどういう意味。
- 2番 岡田委員 財産区からこういう意見書が出てきたらそれをそのまま出すっていうの、なんかここに加えるっていうの何かおかしいなって。意見書はそのままです。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 どうですか、議長
- 中澤議長 いいら。そうやって議会として出すって腹くくったら、金澤さんの気持ちもわからなくてもないけど、そんなにあれしなんで、議会として出すならこのまま出せばいいんじゃないの。ただ、提出先ってよくわからんけどさっきの話。県へ出す、県議会へ出す。その辺の話はよく考えてからの方がいいんじゃないかな。受け取った側としたときにこれをもって、県なり県議会がなんかこれについて権限持っているのどうなの。
- 2番 岡田委員 だから一番下のところに国に対してこういう要望が市町村から出てるから国に要望してくれ、意見書をあげてくれっていう意見書を。
- 中澤議長 全く別の意見書じゃん。
- 2番 岡田委員 さっきそういう話をしていたもので。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員
- 7番 木村委員 確かにそう、供託金を外すとかというのは県には権限がないんで、県のは例えば財産区を辞めるとか、他の組織に変えるとかっていう許可はあるんだけど、供託金については全く公職選挙法の改正とかそういうのにはないので、国だけでいいかなと思いますけど。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それぞれ皆さん方いただきまして、以上の理由により財産区議会議員選挙の供託金制度の適用を除外するよう求める意見書を内閣総理大臣、総務大臣に提出するよう要請しますということで、それでよろしいですか。
- (「異議なし」の声あり)
- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですね。
- 次に受理番号10番 令和2年11月11日 種苗法「改正」の説明を求める陳情ということでJA上伊那の御子柴組合長より出ておりますので、これについて審議をしたいと思えます。まず次長朗読をお願いいたします。
- 小松議会事務局次長 陳情受理番号10番 朗読
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、ただいま細部説明が終わりましたので、これについても前回一度取り下げをして再度提出でありますので、それについて皆様方からご意見をいただきたいと思えますので、お願いいたします。伊藤委員お願いいたします。
- 1番 伊藤委員 前回のときもこれほとんど同じ形のもので出て来ていますので、私はこれについてはもう採択するべきだと考えています。以上です。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 青木委員お願いいたします。
- 3番 青木委員 私も趣旨がよくわからなくて、実はこれ農協のJA行って私もどうい

ことって言って聞いたんですけれど、要はここに謳ってあるのはまず農業者の立場で見ると説明がされてないってことなんだね。これでいいか悪いかの判断というのが基本的に農業者も政府から教えられてないと。それともう一つは海外の企業が日本のいい種子を持って行った場合に、そういう国も危機管理という体制もどうなってるかってのがまだ不十分であると。要するに、中国あたりの企業がいいとこ取りして、日本のイチゴだとか、果樹のいいものを種を持って行って向こうで生産する。そういう内外のチェック機能がよくできてないもんで、今の段階ではだめだという、こういう趣旨を実はJAの組合長からも私聞いたらそういう趣旨だと。農協でこの御子柴組合長が種子改正を説明を求める陳情っていうのはこういうことだと、私も聞いてきて納得したんで、ここはこの通り賛成したいというように思います。以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 岡田委員

○2番 岡田委員 非常に不本意ですけども、それはそのとおりだと、中身その物はそのとおりだし、本来であればだから十分に理解を得られてから改正すべきだということを求めたいけども、ここは組合長さん、JAさんの意識もよく理解できるので賛成いたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 木村委員お願いいたします。

○7番 木村委員 私もこの丁寧に説明しようっていうことですのでいいんですけども、この中の成立させようとしておりますって言うんですけど、もう成立してますんで、2日の日に。ちょっとこの辺を、その法律をね、しっかり説明してくれって言うんだったら特に問題は無いと思います。

○11番 荻原総務産業常任委員長 中澤委員お願いいたします。

○10番 中澤委員 改正案が成立させようとしているときの審議がほとんど尽くされてないまま可決されている。よって今農業者のところにどういうデメリットが来るのか皆さん了解していないのが現状。従って異議なし。

○11番 荻原総務産業常任委員長 金澤委員お願いいたします。

○9番 金澤委員 説明を求める陳情なんで、前のやつは改正の中止を求めるが取り下げになったので、もう全く問題なく賛成です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 討論なしと認めます。それはお諮りいたします。陳情第10号 種苗法の改正の説明を求める陳情について、原案どおり決することにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 中澤委員 異議なしと認め、可決することといたします。本会議でその旨報告いたします。それではこの意見書ですけど、これ改正させようとしているってもう改正している。

- 9番 金澤委員 直さなきやいけんのかね、成立させようとしているって2日の日に成立しちゃってるもんで。成立したが、今なお中身がよく理解できないため詳細な説明を求めるとか（聴取不能）成立したかですかね。させようとしておりますが成立したか。
- 中澤議長 がにしないでいいんじゃないの。成立しましたで切っちゃっても。
- 2番 岡田委員 種子法が改正されましたじゃだめなんですか。
- 10番 中澤委員 今国会でもいらんんじゃないの。（聴取不能）が成立しました。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 種苗法に加え、今国会から全部消して、種苗法改正案が成立しました。
- 中澤議長 十分な審議をして成立したっていうことが書いてある。採決にいったっていうことはな。
- 10番 中澤委員 国民への説明は不十分です。
- 9番 金澤委員 具体的な説明を避けっていうのは抜かないといけなね。成立したけど今なお理解が十分でない、更に詳細な説明を求めるというような。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 上から3行目。
- 3番 青木委員 下の記に書いてあるもんでいいんじゃないですかね、ここのあれは。親切丁寧な説明を求める陳情ってここに書いてある。それで具体的にはどういうことを言っているかって記に書いてあるもんで。だぶっちゃうよね。いいんじゃないですか。
- 9番 金澤委員 これまでからそっくり消しちゃうっていう、以上のことからまで。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 どっから。
- 9番 金澤委員 以上のことからいらんもんで。以上書かないもんで。だもんで2行目のこれまで以降を消しちゃうっていうことですよ。拙速に進めようとしていうのもいらんもんで。農業生産基盤への多大な不安とあれか。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 ちょっといきますよ。農林水産省は2018年3月末をもって廃止した主要農産物種子法に加え、種苗法改正案が成立しました。これまで、これが何だって。
- 9番 金澤委員 もういらんでしょ。あえて入れるとしたら農業生産基盤からじゃない。拙速に進めようとしていうこともいらんんじゃない。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 これまでからずっと消して。
- 3番 青木委員 いや、農協が言いたいのはね、要するに農業者への具体的な説明を避け、メリットデメリットを示さなかったもんで、そこが問題だよっていうことを言いたいんだよね。だからここは外せないと思う。一番のメインだから。農協にとっては。生産者を守るっていうことに関しては。だからこれは確かに改正しちゃったんだけどそれに行くまでの過程が問題だよって言いたいもんで。その結果、デメリットメリットがよくわかんないっていうことを言いたいんだよね。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 そうすると残した方がいいっていうこと。
- 3番 青木委員 うん、残した方が良く私は思います。

○中澤議長 荻原さん、その言いかけた農林水産省はのどこだけれど、種苗法改正案を成立しましたって言ったけれど、成立させましただよねやっぱり、農林水産省はが主語になるもので。成立させました。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それじゃあ、いいそれじゃいきますよ。農林水産省は2018年3月末を持って廃止した主要農産物種子法に加え、種苗法改正案を成立させました。これまで国会や県の関係機関は、農業者への具体的な説明を避け、改正にあたっての具体的なメリット・デメリットを示すことなく、コロナ禍を契機に拙速に進めようとし、農業生産基盤への多大なる不安と今後の内外における企業等への警戒が十分でないことが懸念されます。以上のことから農業者への親切丁寧な説明を求めるよう下記の事項を強く要請します。

○9番 金澤委員 進めようとしのようとしは取らないとだね。進め、で。進んじやっていることだもんで。進めようとしのようとしを取っちゃって、進め、後はそのままです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 次長いい。

ちょっと気になるのはこれまで国会や県の関係機関はって、県のことを国に言っているのかな。

○9番 金澤委員 いいじゃん。説明をしたかしねえかっていうことを言ってるもんで。提出先が全部国だもんで県外しちやってもいいかもしれんな。

○中澤議長 県に言うならそれでもいいかもしれないけど。国に対して県のクレーム言ってもしょうがないかなって。提出先が国だけだもんで県はとつても。

○11番 荻原総務産業常任委員長 これまで国の関係機関ね、はい。次長それじゃあ国の関係機関ということで、県を抜かして、これまで国の関係機関、はい。いいですか、それじゃあ。じゃあそれで意見書の提出ということにさせていただきます。すみません、次長通してお願いします。

○小松議会事務局次長 それでは訂正したところを朗読させていただきます。なんですすみません、私から言うのもあれなんです、本文の2行目種苗法改正案なので、改正案じゃなくて、おそらく改正種苗法となるのかなと思いますので。

○11番 荻原総務産業常任委員長 種苗法改正だね。そうだね。

○小松議会事務局次長 改正種苗法。

○11番 荻原総務産業常任委員長 じゃあそれをお願いします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 次長お願いいたします。

○小松議会事務局次長 意見書 朗読

○2番 岡田委員 さっき金澤さんが言っていた一番最後の以上のことから下、農業者に懇切丁寧な説明を求めるようっていうところはもしかしたら記以降について記の下にも書いてあるので上の文章にはいらんのかもしれないです。以上のことから下記の事項を強く要請します。で、そこに十分な説明をしろって書いてあるので。

○3番 青木委員 以上のことから下記の事項を強く要請しますっていうことね。

○11番 荻原総務産業常任委員長 特に異論がなければいいね。以上のことから農業者への懇切丁寧な説明を求めるは消して、下記の事項を強く要請します。よろしいですね。それでは陳情終わりですので以上で。

国土強靱化対策を求める陳情書ということできております。これについて審議をしたいと思えます。それでは国土強靱化対策を求める陳情書ということで細部説明を次長お願いいたします。

○小松議会事務局次長 すみません、陳情でこういうもの出てきたわけではなく、町議会総務産業常任委員会としてこの意見書を出すかどうかというところからすみません、始めていただければと思ひまして、ここまで詳しく言っていていいかなんですが、ちょっと国の方からもこの国土強靱化災害関係の予算を削らないようにしてほしいっていう旨の依頼というかを町の方から上げてほしい、議会の方から上げてほしいという依頼がありまして、議員提案という形になるかと思ひますが、この意見書を国の方に出すかどうかという審議をお願いいたします。

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは町の方から是非上げてほしいということで要請がきております。これについて上げるか上げないか、ご審議お願いいたします。

○中澤議長 既に市レベルでは出しているんですね。それで町村レベルでも出してほしいっていう要請っていうかがあって、前回の全協で町長からちょっと説明があったやつです。ですので審議自体を出すか出さないかということ（聴取不能）他のところでは出しているやつだよ。

○小松議会事務局次長 そうですね。はい。

○中澤議長 全国の町村から上げてほしいっていうやつ。

○11番 荻原総務産業常任委員長 この意見書について提出をする。金澤委員

○9番 金澤委員 一ついいですか。これ箕輪町議会ですとした場合に、一番上の豪雨、暴風、波浪っていうのもいるんですかね。

（聴取不能）

○11番 荻原総務産業常任委員長 どうでしょう、これについて出す方向でと思ひてますけども。賛成ということよろしいですか。

【賛成者 多数】

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは意見書の提出をするということで決定をいたしましたので、それじゃあ朗読等をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 国道強靱化対策の推進を求める意見書 朗読

○11番 荻原総務産業常任委員長 説明が終わりました。これについて何か皆様方からご意見あれば。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○11番 荻原総務産業常任委員長 この意見書の提出をするということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 それでは、意見書の提出をすることで決定をいたしますので。

○中澤議長 ちょっと次長から提出先について質問があるようです。

○11番 荻原総務産業常任委員長 次長

○小松議会事務局次長 すみません、提出先ですが、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長の以上です。

○11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは、意見書の提出について決定をさせていただきます。他に何かございますか。中澤委員

○10番 中澤委員 昨日お話した気候非常事態宣言の話ですけど、今(聴取不能)でさせていただいて現に南箕輪村(聴取不能)。もう一つの報告は京都市で脱炭素社会実現を目指す決議が10月1日で行われ、着々と各市町村で気候非常事態宣言が決議されている。箕輪町議会はいかがですか。

○11番 荻原総務産業常任委員長 この扱いどういうふうにすればいいの、議会として意見書。

○10番 中澤委員 今回協議を持ちたいの。

○7番 木村委員 議会として決議してほしいっていうこと。

○10番 中澤委員 町がね。いただくとありがたい。

○2番 岡田委員 どっちに求めているんですか。両方に。

○7番 木村委員 求めているんじゃなくて決議しろっていうことでしょ。

○10番 中澤委員 どっちにも。議会の中で議論してほしいっていう。

○7番 木村委員 南箕輪みたいにやってほしいっていうことでしょ。

○10番 中澤委員 だもんで今全国で(聴取不能)

○2番 岡田委員 これ議員提案じゃん。その通りでしょ。

○中澤議長 今町が議会の方で決議してほしいってようなこと、ってそういう話だよ。ただ私のところには一切そういう話はきておりませんので、町長に確認をします。ちょっと確認をさせてください。

○11番 荻原総務産業常任委員長 流れとするとそういうことですので、議長またじゃあそれについて町長とお願いいたします。なければ以上を持ちまして。金澤委員

○9番 金澤委員 さっきの財産区議会議員のやつだけど、町としても何か私一年この問題やって町の総務課何か尻込みしてるように感じてしょうがないんだけど、この間の一般質問でも取り上げたけど、あの答弁聞いてても、町が積極的に動こうとしてる姿が見えないんで、議会としても町にも積極的に論議をするよう示してもらいたいとか、働きかけをしてもらいたいってのを意見書として出したらどうでしょうか。全くまだ文章もつくってないんで、もし賛同いただけるようなら、こっから5分や10分じゃできないんで、例えば明日月曜日午後だもんで、ちょっとその前にぱっとやるとか、作ってくるけど。そういう

ものを出した方がいいか。この間の総務課長の答弁の一番最後は区ごとによってことを言っていたよね。区ごとに協議してくれと。っていうことは町としちゃ区に任せるよというふうに関心されるんだけど、最終的に区ごとに事情が違うので、財産区議会議員選挙そのものをやめるかどうかというのは、例えば木下はそのまま残すとか、松島はやめるとかってことは区ごとに多分結論変わってもいいと思うんですけど、そうは言っても選挙主催するのは町なんで、だから町もそれなりにやっぱり取り組んでいった方がいいと思うんだよね。だから、町としても指導まで町がしてもらえるかどうかわからんけど、町としても積極的に検討をしてもらいたいということをお願いしたいですが。

○11番 荻原総務産業常任委員長 今金澤委員からそのようなご意見が出ました。最終的には区の判断になるわけですけども、それにはやはりいくつかの方法みたいなものをやっぱり町が提示するというか、それぞれの区に対して、ある意味必要なことだというふうに思いますので、今そういうあれがありましたので、どうでしょうか。このことについて町の方への要は指導、指導というか要するに各区へ対するどうするかというくらいのやっぱりことは投げかけてもらって、そうして町とそれぞれの区がそれぞれ相談しながら、自分たちの区をこれからどうするかっていうことを考えていく必要があると思いますので、そういったことで。金澤委員

○9番 金澤委員 もう一つ更に追加すると来年の2月上旬に5つの区が今回選挙になるんですけど、残りのあと8個か、全部で13だから、あと8個の区は1年後になるはずなんですよ。ここで役員が変わっちゃったりすると全く新たに改選された人はそういうことが1年後に迫ってくるということは町の方が働きかけない限り、際まで下手すると気が付かなくて、知らなんているんで、やっぱり町の方の働きかけっていうのはどうしても必要だと思うんです。今年の役員が申し送って来年の人に言わん限りは。

○11番 荻原総務産業常任委員長 そういった意見出ましたので、進めていくということでもよろしいですかね。

(「異議なし」の声あり)

○11番 荻原総務産業常任委員長 また具体的なことについては作ってきてもらって、それでよろしいですかね、それじゃあ。

○中澤議長 いいけどさ、そんなに難しいことじゃないもんで、要するに何て言ったらいいの、情報提供きっちり行うこととか、あるいは上下指導をしっかりといただきっていうそんなようなことだと思うもんで、そんな長々と難しく書く必要ないもんで、そういう案を作って、最終日の13時くらいからちょっとこれでどうだい、こういう要望書を出しましょうよみたいなことで話をまとめたらどうよ。

○9番 金澤委員 1時から30分で上がるように作ってくればいいのかね。賛同していただけるようなら一応ひな型作ってくるんで、協議してもらいたいっていうことに。

○2番 岡田委員 もし決議を上げるっていう話であれば事務局の方でそういうあれが必要になってきますよね。

令和2年12月定例会 総務産業常任委員会審査

- 11番 荻原総務産業常任委員長 決議を上げるっていうことじゃない。
- 中澤議長 だもんで、区長会の意見書は意見書として出す。その代わり、やっぱり本来的な町のもっとちょっと力を入れた指導をしろっていう要望を上げるっていうことでどうよ。
- 3番 青木委員 金澤さんが言いたいことはそういうことだよ。もう少し町が区に働きかけて丁寧なそれこそこういうことだとか、財産区はこういうことだとか、そういう説明をね、ほとんどの人が知らないで区議会議員に（聴取不能）。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 そういったことで金澤さん一応作ってきてもらって、ですので、1時頃、1時までにはちょっと集まってお話をいただきまして、そのことについてちょっとお話しさせていただきますので。よろしいですか、それで。
- 中澤議長 ごめん。1時じゃなくてもいいかもしれん。本会議終わってからもそういうことなら。ごめんね。本会議に提案すると思ってたもんで。本会議終了後は全協があるもんで。
- 9番 金澤委員 今議会には意見書は出さないっていうことだよ。
- 中澤議長 意見書は区長会のは出すよ。だけど今言っているのは町に対する要望みたいな恰好で出すっていう。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 よろしいですか、それじゃあ。本会議終わった後ということで。お願いします。次長
- 小松議会事務局次長 すみません、1点、先ほど国土強靱化の意見書の提出先に追加があります。一番大事なのが、国土強靱化担当大臣がおりますので、そちらにも出しますので、全部で8箇所に出したいと思います。
- 9番 金澤委員 環境省はいらんのかね。
- 中澤議長 これは全体にお願いされてるやつだもんで、そんなに深く考えないでいただいて。
- 11番 荻原総務産業常任委員長 それでは以上をもって総務産業常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前11時46分 閉会